

# 赤磐市地域防災計画 (資料編)

令和5年3月

赤 磐 市 防 災 会 議



---

# 目次

---

## 資料編

### 1 災害危険箇所に関する資料

#### 〔水防〕

- 1-1 重要水防箇所…………… 1
- 1-2 ため池…………… 3

#### 〔土砂災害〕

- 1-3 砂防指定地（法律指定箇所）…………… 11
- 1-4 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）…………… 13
- 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所…………… 14

#### 〔山地災害〕

- 1-5 山腹崩壊危険地区…………… 29
- 1-6 地すべり危険地区…………… 31
- 1-7 崩壊土砂流出危険地区…………… 32

### 2 消防に関する資料

- 2-1 消防団の所属及び階級別定数…………… 35
- 2-2 市消防団保有の消防力…………… 36
- 2-3 市消防本部の消防ポンプ自動車等の保有状況…………… 36
- 2-4 化学消火剤等の備蓄状況…………… 36

### 3 避難に関する資料

- 3-1 指定避難所及び指定緊急避難場所…………… 37
- 3-2 地区指定緊急避難場所…………… 42
- 3-3 福祉避難所…………… 43
- 3-4 要配慮者関連施設…………… 44
- 3-5 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約…………… 47
- 3-6 避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ…………… 49

### 4 医療救護に関する資料

- 4-1 市内の病院…………… 52

### 5 輸送に関する資料

- 5-1 ヘリポート適地…………… 53

<b>6 食料・飲料水・生活必需品に関する資料</b>	
6-1 応急給水用資機材等	54
6-2 流通在庫備蓄協定先	54
6-3 県・市町村目標備蓄量	55
<b>7 気象に関する資料</b>	
7-1 予報及び警報等の種類と基準等	56
7-2 雨量観測所	60
7-3 水位観測所	61
<b>8 災害救助法に関する資料</b>	
8-1 災害救助法による救助の種類	62
8-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	63
<b>9 協定 協定一覧</b>	68
<b>10 条例</b>	
10-1 赤磐市防災会議条例	72
10-2 赤磐市防災会議条例施行規則	74
10-3 赤磐市災害対策本部条例	76
10-4 赤磐市災害対策本部規則	77
<b>11 通信に関する資料</b>	
11-1 市防災行政無線設備	79

## 様式編

<b>1 被害状況報告に関する様式</b>	
1-1(1) 災害発生通報	80
1-1(2) 災害発生状況等（即報・確定報告）	81
（注）記入要領（被害判定基準）	83
1-2 人的被害・住家被害	86
1-3 避難状況・救護所開設状況	87
1-4 公共施設被害	88
1-5 商工関係被害	89
1-6 観光関係被害	90
1-7 林野火災即報	91
1-8 社会福祉施設被害状況	92
<b>2 自衛隊災害派遣要請に関する様式</b>	
2-1 自衛隊の災害派遣要請要求について	93
2-2 自衛隊の撤収要請依頼について	94

---

<b>3 救援物資の要請に関する様式</b>	
3-1 救援物資の調達要請について	95
<b>4 避難所運営に関する様式</b>	
4-1 避難所収容台帳	96
4-2 避難所収容者名簿	97
4-3 避難所用物品受払簿	98
4-4 避難所設置及び収容状況表	99
<b>5 救助活動に関する様式</b>	
5-1 救助日報	100
<b>6 罹災証明に関する様式</b>	
6-1 (罹災証明書・罹災届出証明書) 申請書	102
6-2 罹災者台帳	104
6-3 罹災証明書	106
6-4 罹災届出書・罹災届出証明書・受領書	108
<b>7 災害応急米穀に関する様式</b>	
7-1 災害応急米購入報告書	110
7-2 応急用米穀引受報告書	111
<b>8 救護班に関する様式</b>	
8-1 救護班又は医療班に要した経費請求書	112
8-2 救護(医療)班出動編成表	113
8-3 救護(医療)班編成及び活動記録	114
8-4 病院・診療所医療実施状況	115
8-5 救護(医療)班診療記録	116
8-6 救護(医療)班医薬品衛生材料使用簿	117
<b>9 死体の処理に関する様式</b>	
9-1 死体処理台帳	118
9-2 埋葬台帳	119
<b>10 義援金品に関する様式</b>	
10-1 義援金品抛出者名簿	120
10-2 義援金品引継書	121
10-3 義援金品受領書	122
10-4 義援金受払簿	123
<b>11 避難情報に関する様式</b>	
11-1 避難情報情報伝達について(資料3-6関係)	124



# 資料編



# 1 災害危険箇所に関する資料

## 〔水 防〕

### 1-1 重要水防箇所

#### 直轄河川関係（吉井川水系）

河川名	地 先 名	区 間			種 別	重 要 度	重 要 理 由	重 要 考 慮 理 由	水 防 工 法						地 担 出 張 所	岡 山 県 担 当 局	
		左 右 岸	距 離 標	延 長 (m)					工 法	所 要 資 材							
										土	鋼	杭	木	竹			雑
吉井川	赤磐市勢力	左	21.45k ～21.7k	(250)	堤防 断面	B	堤防断 面不足	—	築廻し 工	○		○	○			吉井川 上流 出張所	東備 地域 事務所
〃	赤磐市勢力	左	21.5k ～22.25k	750	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市勢力	左	21.75k ～22.85k	(100)	堤防高	リス ク	水害リス クの高い 区間	(越水)	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市勢力 ～千鉢	左	22.5k ～24.1k	1,600	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市千鉢	左	24.1k ～24.2k	100	漏水	A	漏水	未対策	釜段工 月の輪 工	○		○		○		〃	〃
〃	赤磐市千鉢	左	24.3k ～25.05k	750	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市 奥吉原	左	25.55k ～26.2k	650	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市 奥吉原	左	26.85k ～27.03k	180	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市 奥吉原	左	26.9k ～27.0k	(100)	堤防高	リス ク	水害リス クの高い 区間	(越水)	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市徳富 ～釣井	右	22.75k ～24.05k	1,300	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市釣井 ～和気町原	右	23.4k ～28.6k	4,550 (650)	漏水	B	堤防詳 細点検	未対策	月の輪 工	○	○	○				〃	〃
〃	赤磐市釣井	右	23.55k ～23.9k	(350)	堤防 断面	B	堤防断 面不足	—	築廻し 工	○		○	○			〃	〃
〃	赤磐市釣井	左	23.55k ～23.65k	(100)	堤防高	リス ク	水害リス クの高い 区間	(越水)	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市 河田原	右	24.7k ～25.6k	(900)	堤防高	B	余裕高 不足	—	積土の う工	○	○					〃	〃
〃	赤磐市吉原	右	25.02k ～25.04k	(20)	旧川跡	要	旧川跡	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	〃
〃	赤磐市吉原	右	25.9k ～26.0k	(100)	旧川跡	要	旧川跡	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	〃

資 1-1 重要水防箇所

河川名	地名	区 間			種 別	重要度	重要理由	重 要 理 由 備 考	水 防 工 法						地 担 出 張 所	岡 山 県 担 当 局
		左右岸	距離標	延長 (m)					工法	所 要 資 材						
										土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木		
"	岡山市東区 瀬戸町二丁目	右	21.435k		工作物 (JR吉井 川橋梁)	B	余裕高 不 足	-	-	-	-	-	-	"	備 前 県 局	
	赤磐市勢力	左	21.652k												東 備 地 域 事 務 所	
"	赤磐市千鉢	右	24.216k		工作物 (熊山 橋)	B	余裕高 不 足	-	-	-	-	-	-	"	東 備 地 域 事 務 所	
	赤磐市 河田原	左	24.268k													

県管理河川関係

水系名	河川名 海岸名	河川 番号	区 域	延 長 (m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所 要 資 材			岡 山 県 担 当 局
				右岸	( )				土のう	鋼杭	木杭	
吉井川	吉井川	1	赤磐市福田	右岸	(600)	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400		東備地域 事 務 所	
"	"	2	赤磐市草生	右岸	2200	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 30,800 木杭 8,800		"	
					(2200)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 5,500 木杭 242 竹 330			
"	"	29	赤磐市稲蒔	右岸	1200	B 堤防断面不足	赤磐市	築廻し工	土のう 3,000 木杭 132 竹 180		"	
"	"	30	赤磐市稲蒔	右岸	200	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800		"	
"	"	31	赤磐市福田	右岸	1000	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 14,400 木杭 4,000		"	
					(1000)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 2,500 木杭 110 竹 150			
"	"	32	赤磐市福田	右岸	(600)	B 漏水	赤磐市	月輪工	土のう 2,100 鋼杭 240 木杭 24		"	
"	"	33	赤磐市福田	右岸	(600)	要 旧川跡	赤磐市				"	
"	"	34	赤磐市福田	右岸	1400	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 19,600 木杭 5,600		"	
					(1400)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 3,500 木杭 154 竹 210			
"	"	35	赤磐市福田	右岸	600	B 堤防断面不足	赤磐市	築廻し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90		"	
"	"	36	赤磐市草生	右岸	(100)	B 漏水	赤磐市	月輪工	土のう 350 鋼杭 40 木杭 4		"	
"	"	37	赤磐市草生	右岸	(100)	要 旧川跡	赤磐市				"	
"	"	38	赤磐市草生	右岸	400	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600		"	
"	滝山川	1	赤磐市福田 ～周匝	右岸	400	A 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 16,000 木杭 800		"	
				左岸	400							
旭川	砂川	43	赤磐市正崎	左岸	500	B 堤防高不足	赤磐市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000		"	

重要水防箇所評定基準

A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

要：要注意区間

1-2 ため池

●山陽地域（130か所）

ため池 番号	名 称	所在地
1	幸 峰 池	長 尾
2	奥 池	〃
4	新 池	〃
5	東 池	〃
6	丹の上池	〃
7	岩田大池	河 本
8	桜口池	〃
9	大 谷 池	熊 崎
10	友 田 池	南 方
11	防 奥 池	〃
12	前 池	〃
13	有根前池	〃
14	南 奥 池	〃
15	門前奥池	〃
16	前 池	斎 富
17	中 池	〃
18	明光谷上池	〃
19	明光谷下池	〃
20	上 の 木 池	〃
21	日 用 池	沼 田
22	妙 見 池	〃
23	南 池	〃
24	奥 池	〃
25	我入道池	中 島
26	妹尾坂池	〃
27	新 池	〃
28	友 吉 池	〃
29	黒田上池	〃
30	黒田下池	〃
31	八兵衛池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
32	山 田 池	中 島
33	砂 池	〃
34	丸 池	〃
35	斉 戸 池	〃
36	両 堤 池	〃
37	小 池	〃
38	馬 場 池	日古木
39	草 場 池	〃
40	荒 池	二 井
41	ネコ間池	〃
42	口 池	高 屋
43	奥 池	〃
44	幸 生 池	〃
45	民 潤 池	尾 谷
46	吉 野 池	正 崎
48	天神谷池	尾 谷
49	宮 谷 池	〃
50	防 奥 池	〃
51	片 井 池	〃
52	奥 池	津 崎
53	中 池	神 田
54	下 池	〃
55	妙見谷池	〃
56	神 骨 池	〃
57	中 の 池	〃
58	後 谷 池	〃
59	南奥上池	〃
60	南奥下池	〃
61	大部草池	〃
62	安佐古池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
63	八 幡 池	斗 有
64	狐 谷 池	〃
65	通 り 池	〃
66	上高下池	〃
67	宮池上池	〃
68	宮池下池	〃
69	塚本奥池	〃
70	八幡奥池	〃
71	王 子 池	〃
72	惣 池	〃
73	惣 上 池	〃
74	唐 白 池	〃
75	前 池	〃
76	堂 奥 池	上仁保
77	奥の防池	〃
78	宗 池	〃
79	墓 原 池	〃
80	下り松池	〃
81	宮 池	〃
82	陣 屋 池	〃
83	カ ヤ 池	〃
84	斗有坂池	〃
85	新 池	〃
86	惣田のくぼ池	〃
87	上 山 池	〃
88	平 木 池	下仁保
89	南 郷 池	〃
90	内 田 池	〃
91	金 合 池	〃
93	寄 池	〃

ため池番号	名称	所在地
94	分水池	西中
95	大池	鴨前
96	上池	〃
97	新池	〃
98	赤坂上池	穂崎
99	赤坂下池	〃
100	新池	〃
101	王子池	〃
102	ソーケ池	〃
103	阿部池	〃
104	仁王堂池	〃
105	中次戸池	〃
106	福吉池	〃
107	両宮池	〃
108	新池	和田

ため池番号	名称	所在地
109	山奥池	〃
110	長谷池	〃
111	大智庵池	〃
112	向上池	馬屋
113	向下池	〃
114	奥上池	〃
115	奥下池	〃
117	団子池	〃
118	切池	〃
119	下池	〃
120	西池	岩田
121	屋敷池	熊崎
122	奥池	斗有
123	門前池	下市
124	日古木大池	日古木

ため池番号	名称	所在地
125	二井大池	二井
126	宗慶池	西中
127	大正池	〃
128	征露池	〃
129	明神池	〃
130	亀池	穂崎
131	岩田大池	岩田
132	春日池	馬屋
133	丹の上上池	長尾
134	三日月池	高屋

●赤坂地域（223か所）

ため池番号	名称	所在地
1	可真木池	町苧田
2	盲池	〃
4	相口池	〃
5	高山池	斗有
6	大苧田池	大苧田
7	奥坂新池	〃
8	奥坂大池	〃
9	前苧田小池	〃
10	暮田池	〃
11	宮の谷池	〃
12	前苧田蓮池	〃
13	惣囿池	〃
14	後谷大池	〃
15	後谷小池	〃

ため池番号	名称	所在地
16	胡麻池	大苧田
17	奥坂小池	〃
18	西池	西窪田
19	上池	〃
20	小天満池	〃
21	団子池	〃
22	柘池	〃
23	久保奥上池	由津里
24	桑坂池	〃
25	桑坂上池	〃
26	立海池	〃
27	久保奥下池	〃
28	槇ヶ吷池	〃
29	防の奥池	〃

ため池番号	名称	所在地
30	坂上池	由津里
31	坂下池	〃
32	小屋谷池	〃
33	登尾上池	〃
34	登尾下池	〃
35	笹井池	〃
36	久保奥中池	〃
37	防の奥上池	〃
38	梨木谷上池	〃
39	梨木谷下池	〃
40	隠谷池	〃
41	黒岩池	〃
42	池の佐古池	〃
43	美濃河内池	〃

資 1-2 ため池

ため池 番号	名 称	所在地
44	にんげ池	由津里
45	東谷池	〃
46	新池	〃
47	鳥打池	山口
48	八塚下池	〃
49	八塚上池	〃
50	佐倉下池	〃
51	こもの池	〃
52	大坊池	〃
53	山畑池	〃
54	昼谷下池	〃
55	昼谷上池	〃
56	鴻池	〃
57	黒川池	〃
58	寺聞池	〃
59	新池	〃
60	登尾池	〃
61	馬淵池	〃
62	阿弥陀池	〃
63	上の段池	〃
64	竹奥池	〃
65	鴻池上池	〃
66	佐倉上池	〃
67	荒神池	〃
68	西佐古下池	西軽部
69	西佐古上池	〃
70	佐古の谷池	〃
71	正谷池	〃
72	長佐古池	〃
73	堂の奥池	〃
74	清水池	〃
75	大岩池	〃
76	グイビザコ池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
77	金鑄場池	西軽部
78	蓮池	〃
79	徳前池	東軽部
80	大那須池	〃
81	牛切池	〃
82	蓮池	〃
83	切池	〃
84	細坂池	〃
85	東峰池	〃
86	堀越池	〃
87	砂池	〃
88	宮脇池	〃
89	相口池	〃
90	奥蓮池	〃
91	明徳池	〃
92	光谷池	南佐古田
93	長力池	〃
94	新池	〃
95	宇滝池	〃
96	吷池	〃
97	高屋池	〃
98	古屋池	〃
99	米山池	〃
100	里坊下池	〃
101	里坊上池	〃
102	麦原下池	北佐古田
103	麦原上池	〃
104	岩屋向池	〃
105	野保世田池	〃
106	菊間田池	〃
107	奥池	〃
109	大佐古池	〃
110	石田池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
111	三反田池	北佐古田
112	尾中池	〃
113	免田池	今井
114	尾中新池	〃
115	越浦池	〃
116	越浦新池	〃
117	石井池	〃
118	入佐古池	〃
119	真法池	〃
120	矢熊下池	〃
121	矢熊上池	〃
122	空池	〃
123	木双池	〃
124	石井免田池	〃
125	椿池	〃
126	石井奥池	〃
127	石井上池	〃
128	石井下池	〃
129	坂池	〃
130	荒池	多賀
131	蓮池	〃
132	才佐古池	〃
133	大佐古池	〃
134	寺部谷池	〃
135	郷の佐古池	〃
136	井之内奥下池	〃
137	井之内奥上池	〃
138	神房池	〃
139	三納谷池	〃
140	先谷池	〃
141	三反田池	〃
142	野倉池	〃
143	本谷池	〃

ため池 番 号	名 称	所在地
144	稲田奥下池	多 賀
145	稲田奥上池	〃
146	野呂本池	〃
147	黒 田 池	〃
<b>148</b>	<b>郷 田 池</b>	〃
<b>151</b>	<b>矢知越池</b>	〃
<b>152</b>	<b>大 谷 池</b>	〃
153	竹 奥 池	〃
<b>154</b>	<b>南 奥 池</b>	〃
<b>155</b>	<b>東 池</b>	〃
<b>156</b>	<b>新 池</b>	〃
<b>157</b>	<b>脇 池</b>	〃
<b>158</b>	<b>小 谷 池</b>	〃
<b>159</b>	<b>小谷奥上池</b>	〃
<b>160</b>	<b>西 上 池</b>	〃
<b>161</b>	<b>西 下 池</b>	〃
162	末 松 池	〃
163	だだら池	小 原
164	山 相 池	〃
<b>165</b>	<b>一 丁 地 池</b>	〃
<b>166</b>	<b>川 添 池</b>	〃
<b>167</b>	<b>米 山 池</b>	〃
168	慶近上池	〃
<b>169</b>	<b>才 坂 池</b>	〃
<b>170</b>	<b>新 池</b>	〃
171	田地坂下池	〃
172	慶近下池	〃
175	奥 池	坂 辺
<b>177</b>	<b>西ヶ佐古池</b>	合 田

ため池 番 号	名 称	所在地
<b>178</b>	<b>東 池</b>	坂 辺
179	烏 畑 池	〃
<b>180</b>	<b>池 尾 池</b>	惣 分
<b>181</b>	<b>梅 坂 中 池</b>	〃
<b>182</b>	<b>梅 坂 奥 池</b>	〃
183	沖佐古池	〃
<b>184</b>	<b>駒 谷 池</b>	〃
185	妻 池	〃
186	野井野池	〃
<b>187</b>	<b>奥 坊 池</b>	〃
188	鯉可虬池	〃
189	真コモ池	〃
190	岩久保上池	〃
191	岩久保下池	〃
192	上 水 池	〃
193	若 宮 池	〃
194	名 口 池	〃
195	長 坂 池	〃
196	隠 地 池	〃
197	たんつば池	〃
198	東 池	〃
<b>199</b>	<b>中 池</b>	〃
<b>200</b>	<b>実 入 池</b>	〃
<b>201</b>	<b>波 止 岡 池</b>	〃
202	砂 池	〃
<b>203</b>	<b>西 山 下 池</b>	平 山
<b>204</b>	<b>西 山 上 池</b>	〃
205	本 堂 池	惣 分
206	奥 池	大 屋

ため池 番 号	名 称	所在地
207	長坂新池	大 屋
208	丸 田 池	〃
209	長 坂 池	〃
<b>210</b>	<b>経 免 池</b>	〃
211	宮 向 池	〃
212	宮 脇 池	〃
213	畦 坂 池	〃
214	第2釜底池	〃
215	第1釜底池	〃
216	石 塔 池	〃
<b>217</b>	<b>室河内池</b>	〃
218	北 股 池	〃
219	後 口 池	〃
220	鳥 首 池	〃
221	森 下 池	〃
222	四 郎 丸 池	山 手
<b>223</b>	<b>大 原 池</b>	〃
224	間 坂 池	〃
225	桜 坂 池	〃
226	塩 焼 池	〃
227	芭 庄 池	〃
<b>228</b>	<b>神屋田池</b>	〃
<b>230</b>	<b>天 満 池</b>	西窪田

●熊山地域 (120か所)

ため池 番号	名 称	所在地
1	谷 堂 池	可真下
2	沢 原 池	沢 原
3	亀目郷地池	殿 谷
4	赤尾山池	〃
5	大 手 池	佐 古
6	佐古新池	〃
7	熊 山 池	奥吉原
8	板 場 池	〃
9	不 死 大 池	可真上
10	亀目郷地下池	殿 谷
11	後 田 池	可真下
12	額 新 池	〃
13	額 奥 池	〃
14	東 谷 池	〃
15	新 池	〃
16	休 池	〃
17	加 山 新 池	〃
18	下 池	〃
19	奥 池	〃
20	三ツ池下池	〃
22	三ツ池上池	〃
23	羽 沢 田 池	〃
24	王 の 谷 池	〃
25	本 土 井 池	可真上
26	神 田 池	〃
27	仲 間 池	〃
28	棚 田 池	〃
29	小 山 池	〃
30	千 代 池	弥 上
31	太才池下池	可真上
32	門 上 池	弥 上
33	門上小池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
34	新 池	弥 上
35	奥 池	〃
36	今 池	〃
37	奥 山 池	〃
38	又 池	野 間
39	虬 前 池	〃
40	土 器 屋 池	〃
41	牛 切 池	〃
42	植 田 池	〃
43	森 佐 古 池	稗 田
44	新 池	〃
45	中 池	〃
46	石 畑 池	〃
47	石 子 池	〃
48	今 古 木 池	〃
49	日 殿 池	〃
50	新 池	〃
51	金 谷 池	〃
52	前 池	〃
53	祇 園 池	〃
54	前 内 池	〃
55	中 池	石蓮寺
56	正 坊 池	〃
57	坂 口 池	〃
58	谷 田 池	〃
59	西 池	〃
60	山 田 池	沢 原
61	雁 又 尾 池	〃
62	仁 佐 衛 門 池	殿 谷
63	鎌 切 池	〃
64	奥 池	〃
65	寶 多 羅 池	〃

ため池 番号	名 称	所在地
66	佐古奥池	佐 古
67	大畑下池	岡
69	新 池	〃
70	空 池	殿 谷
71	空 山 池	岡
72	常 の 池	〃
73	血 の 池	〃
74	安庭下池	〃
75	安庭上池	〃
76	虬 の 池	〃
77	山 田 池	酌 田
78	西 奥 池	〃
79	国主田池	〃
80	山の空池	〃
81	西ノ前下池	奥吉原
82	西ノ前上池	〃
83	大 内 池	〃
84	万願寺池	〃
85	新 池	〃
86	山ノ上池	〃
87	亀 池	千 躰
88	新 池	〃
89	大 喰 池	〃
90	杉 池	佐 古
91	源 坂 池	野 間
92	太才上池	可真上
93	和 田 池	〃
94	西 谷 池	弥 上
95	峠 池	酌 田
96	蓮 池	〃
97	寶多羅下池	殿 谷
98	寺 地 池	可真下

ため池 番 号	名 称	所在地
99	大 凧 上 池	可真下
100	大 凧 中 池	〃
101	大 凧 下 池	〃
102	小 堂 池	稗 田
103	福 本 池	〃
104	北 の 池	石蓮寺
105	前 田 池	〃
106	小 尻 池	〃

ため池 番 号	名 称	所在地
<b>107</b>	<b>本土井奥池</b>	可真上
<b>108</b>	<b>北 の 前 池</b>	〃
109	五 輪 池	〃
110	石 坂 上 池	〃
111	石 坂 下 池	〃
112	仲 佐 古 池	野 間
113	野 間 堂 池	〃
114	大 府 池	〃

ため池 番 号	名 称	所在地
115	石 子 黒 池	岡
116	水 呑 場 池	〃
117	安 庭 出 池	〃
118	鳥 奥 池	佐 古
119	清 水 池	〃
120	大 手 奥 池	〃
121	小 池	千 躰
122	亀 が 池	弥 上

●吉井地域（221か所）

ため池 番 号	名 称	所在地
2	八 門 池	草 生
<b>3</b>	<b>九 門 池</b>	〃
<b>4</b>	<b>久 保 田 池</b>	〃
<b>5</b>	<b>仁 井 谷 池</b>	〃
<b>6</b>	<b>金 井 谷 池</b>	〃
<b>7</b>	<b>池ノ奥池</b>	〃
<b>8</b>	<b>奥東谷池</b>	周 匝
<b>9</b>	<b>寂光寺池</b>	〃
<b>10</b>	<b>五 社 池</b>	福 田
11	寺ノ谷池	〃
12	藤 黒 池	是 里
13	凧 田 池	〃
14	小 田 池	〃
15	門 野 池	〃
16	蓮 池	〃
17	杉 名 田 池	〃
18	上 力 池	〃
19	宮 坂 尻 池	〃
20	門 の 前 池	〃
21	塚 風 呂 池	〃
22	竹 の 坂 池	〃

ため池 番 号	名 称	所在地
23	拝 田 池	是 里
24	西河内下池	〃
25	西河内中池	〃
26	西河内上池	〃
27	矢 道 池	〃
28	矢 道 前 池	〃
<b>29</b>	<b>桂 上 池</b>	〃
30	桂 下 池	〃
31	血 洗 池	〃
32	小 深 山 池	滝 山
<b>33</b>	<b>大 深 山 池</b>	〃
<b>34</b>	<b>庄 谷 池</b>	黒 本
<b>35</b>	<b>西 の 谷 池</b>	〃
<b>36</b>	<b>和 田 西 池</b>	〃
<b>37</b>	<b>北 佐 古 池</b>	〃
<b>38</b>	<b>黒 本 奥 池</b>	〃
<b>39</b>	<b>黒 本 新 池</b>	〃
<b>40</b>	<b>先 谷 池</b>	黒 沢
41	わ じ ゅ う 池	〃
43	戸 津 野 谷 池	中 山
44	高 後 池	〃

ため池 番 号	名 称	所在地
45	加 我 曾 池	中 山
46	宮 佐 古 池	〃
<b>47</b>	<b>池の奥池</b>	〃
<b>48</b>	<b>風 呂 谷 池</b>	稲 蒔
49	新 池	〃
<b>50</b>	<b>高 田 池</b>	〃
51	小 瀬 木 池	〃
52	鈴 池 上 池	暮 田
<b>54</b>	<b>池の内池</b>	光 木
55	長 佐 古 池	〃
57	塚 の 本 池	石
58	北 田 ノ 池	〃
59	小 宮 山 池	〃
60	米 山 池	〃
62	松 ケ 前 池	〃
63	宮 の 後 池	〃
64	大 谷 池	八 島 田
65	向 山 池	〃
66	小 林 池	〃
67	鳥 ケ 佐 古 池	〃
68	戸 石 谷 池	〃

ため池番号	名称	所在地
69	砂利ヶ谷池	暮田
70	新池	〃
<b>71</b>	<b>池町池</b>	〃
72	長谷池	〃
73	右の谷池	〃
<b>74</b>	<b>西の谷池</b>	〃
75	ナメラ池	〃
76	長谷上池	〃
77	勘次池	〃
78	笠下池	〃
79	古荒地池	〃
80	大坪1池	八島田
81	山の上池	〃
82	大坪2池	〃
84	中尾池	暮田
85	元井池	戸津野
<b>86</b>	<b>立岩池</b>	〃
87	仙合池	〃
88	才ノ吶池	〃
89	宮脇池	〃
90	宮の前池	〃
91	広行池	〃
<b>92</b>	<b>タキヤス池</b>	〃
<b>93</b>	<b>久森池</b>	〃
94	荒神池	〃
95	寺池	〃
96	狐穴池	〃
97	仁入道池	中勢実
98	和当地池	〃
99	井之尻池	〃
100	石原池	〃
<b>101</b>	<b>仁堀新池</b>	〃
<b>103</b>	<b>太田池</b>	中勢実

ため池番号	名称	所在地
104	三ッ池上池	中勢実
105	三ッ池中池	仁堀西
106	三ッ池下池	〃
<b>107</b>	<b>塩木池</b>	塩木
108	正万池	〃
<b>109</b>	<b>釜底池</b>	〃
<b>110</b>	<b>高後池</b>	中山
111	入古田池	平山
112	北ノ後池	〃
113	安森池	〃
114	宮前池	〃
115	行由池	〃
116	入古田池	〃
118	新池	〃
119	門天池	〃
120	赤底池	〃
121	宮後池	〃
122	白古佐古池	〃
<b>123</b>	<b>渡瀬池</b>	〃
124	北前池	〃
125	高下坂池	〃
126	丸山前池	〃
127	浦田池	〃
128	古宮田池	〃
129	空勝池	〃
130	正佐古池	〃
<b>131</b>	<b>金比羅池上池</b>	仁堀東
<b>133</b>	<b>早風呂池</b>	〃
<b>134</b>	<b>寺岡池</b>	〃
135	尾の上池	〃
136	落岩池	〃
<b>137</b>	<b>金比羅池</b>	〃
<b>138</b>	<b>鳥越池</b>	仁堀中

ため池番号	名称	所在地
<b>139</b>	<b>源兵エ田池</b>	仁堀中
<b>140</b>	<b>堂坂池</b>	〃
<b>141</b>	<b>佐古池</b>	〃
<b>142</b>	<b>荒神下池</b>	〃
<b>143</b>	<b>墨釜池</b>	〃
<b>144</b>	<b>津上池</b>	仁堀西
<b>145</b>	<b>薬師免池</b>	〃
<b>146</b>	<b>槇木坂池</b>	〃
147	常連池	〃
148	林坂池	〃
149	来見池	〃
150	琉球池	〃
151	湯谷下池	〃
153	竹の内池1	合田
154	七路の口池	〃
155	惣田池	〃
156	惣田上池	〃
157	奥田下池	〃
158	場庄池	〃
159	猪子坂池1	〃
160	オッカサコ池	中畑
161	竹の内池2	合田
162	小坂池	〃
163	南坂池	仁堀中
164	免田池	合田
165	石坂池	〃
166	菅田池	〃
167	宝寺池	〃
168	宝寺池1	中畑
169	宝寺池2	仁堀西
170	猪子坂池2	合田
171	上道池	〃
172	中畑場庄池	中畑

ため池 番号	名 称	所在地	ため池 番号	名 称	所在地	ため池 番号	名 称	所在地
173	定 重 池	中 畑	194	西の前池上池	小 鎌	216	安 広 池	西勢実
174	坂 の 口 池	〃	<b>196</b>	<b>竹 信 池</b>	〃	217	青 山 池	〃
175	中畑場庄下池	〃	197	高下崎池	〃	218	城 門 池	〃
176	井の子坂池	〃	<b>198</b>	<b>池ノ坂池</b>	〃	219	垣ノ内池	広 戸
177	追河内池	〃	199	才 戸 池	〃	220	備 国 池	小 鎌
178	花ノ木池	石 上	<b>201</b>	<b>後 坂 池</b>	〃	<b>221</b>	<b>大 下 池</b>	広 戸
179	池 の 内 池	〃	202	広地戸池2	〃	222	堂 坂 池	〃
180	畑 池	〃	<b>203</b>	<b>細 坂 池</b>	〃	223	池ノ奥池	〃
<b>181</b>	<b>風呂の谷池</b>	〃	204	柿 坂 池	〃	224	前 の 池	〃
182	柳 坂 池	小 鎌	205	吉 原 池	〃	225	信田池1	〃
<b>183</b>	<b>小 鎌 池</b>	〃	206	合の坂池1	〃	226	信田池2	〃
184	竹 の 内 池	〃	207	合の坂池2	〃	227	池 奥 池	〃
186	宝津籠池1	〃	208	合の坂池3	〃	228	別当坂池	〃
<b>187</b>	<b>宝津籠池2</b>	〃	209	合の坂池4	〃	229	滝山ダム	滝 山
188	柳 坂 池	〃	210	広地戸池1	〃	<b>230</b>	<b>トウノサコ池</b>	光 木
189	焼 堂 池	〃	211	曾 根 田 池	〃	231	坂ノ上池	合 田
190	吉成田池	〃	212	沖 坂 池	〃	<b>232</b>	<b>井の坂池</b>	小 鎌
191	遠 上 池	〃	213	大 畑 池	西勢実	233	能ノ吶池	中勢実
192	志み坂池	〃	214	荒 田 池	〃	234	畑 前 池	〃
193	西の前池下池	〃	215	堂 坂 池	〃			

(全地域計 694か所)

※防災重点農業用ため池（名称太字）

決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

[具体的な基準]

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に住宅等があるもの。
- ②ため池から500m未満の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの。
- ③浸水区域に住宅等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの。
- ④地形条件、ため池上流域の土砂崩壊の危険性、下流の住宅等の状況等から指定の必要性が特に高いと認められるもの。

1-3 砂防指定地（法律指定箇所）

指定地名	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字（告示時）
一の谷川	赤磐郡吉井町	東備	S34. 10. 29	建02162	滝山
塩谷川及び支川	赤磐郡吉井町	東備	S52. 2. 4	建00098	仁堀
塩木川	赤磐郡吉井町	東備	S28. 1. 26	建00085	戸津野
火中岡川	赤磐郡吉井町	東備	H4. 3. 23	建00766	瀧山
血洗川	赤磐郡吉井町	東備	S27. 5. 13	建00544	是里
高田谷	赤磐郡吉井町	東備	R4. 5. 18	国00570	稲蒔
黒沢谷川	赤磐郡吉井町	東備	S39. 9. 21	建02722	黒沢
室原川	赤磐郡吉井町	東備	S47. 3. 3	建00305	黒沢
舟木川	赤磐郡吉井町	東備	S27. 2. 9	建00112	黒本
小深山谷川	赤磐郡吉井町	東備	S36. 11. 18	建02667	滝山
小瀬木川	赤磐郡吉井町	東備	H5. 3. 25	建00944	稲蒔
小滝川	赤磐郡吉井町	東備	S40. 7. 5	建01698	中山
上連川	赤磐郡吉井町	東備	S45. 10. 3	建01457	広戸
清子川	赤磐郡吉井町	東備	S59. 11. 13	建01540	石
西谷川	赤磐郡吉井町	東備	S24. 2. 18	建00109	黒本
石井谷川	赤磐郡吉井町	東備	H4. 3. 23	建00766	仁堀中
早風呂谷川	赤磐郡吉井町	東備	S24. 2. 18	建00109	仁堀東
大谷川	赤磐郡吉井町	東備	S53. 9. 9	建01456	河原屋
滝山川	赤磐郡吉井町	東備	S15. 8. 23	内00478	黒本
瀧山川	赤磐郡吉井町	東備	S7. 10. 19	内00273	黒沢
長鼻川	赤磐郡吉井町	東備	S36. 2. 22	建00223	滝山
湯谷川	赤磐郡吉井町	東備	S33. 1. 18	建00071	仁堀西
武綱谷川	赤磐郡吉井町	東備	S54. 4. 4	建00786	仁堀西
平谷川	赤磐郡吉井町	東備	S26. 9. 5	建00816	稲蒔
流田川	赤磐郡吉井町	東備	S57. 3. 13	建00411	塩木
岡川	赤磐郡熊山町	東備	S26. 11. 27	建00995	身体
可真川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 2. 18	建00109	上
掛谷川	赤磐郡熊山町	東備	S15. 10. 28	内00566	勢刀
蒲川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 2. 18	建00109	稗田
原の川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 12. 2	建00904	可真下
産砂川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 2. 18	建00109	可真上
寺奥川	赤磐郡熊山町	東備	S43. 2. 17	建00199	沢原
小瀬木川	赤磐郡熊山町	東備	S36. 2. 22	建00223	小瀬木
小瀬木川	赤磐郡熊山町	東備	S60. 8. 10	建01140	小瀬木
大内川	赤磐郡熊山町	東備	S15. 2. 2	内00040	奥吉原
付合川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 2. 18	建00109	沢原
保々呂川	赤磐郡熊山町	東備	S15. 2. 2	内00040	奥吉原
和田奥川	赤磐郡熊山町	東備	S43. 2. 17	建00199	奥吉原
和田川	赤磐郡熊山町	東備	S15. 2. 2	内00040	奥吉原
和田川	赤磐郡熊山町	東備	S24. 2. 18	建00109	奥吉原
和田川	赤磐郡熊山町	東備	S33. 1. 18	建00071	奥吉原
和田川	赤磐郡熊山町	東備	H2. 1. 31	建00121	奥吉原
佐古田川	赤磐郡山陽町	東備	S31. 12. 1	建01848	馬屋
十七川	赤磐郡山陽町	東備	S27. 9. 17	建01227	中島・立川

指定地名	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する 大字（告示時）
大谷川	赤磐郡山陽町	東備	S27. 9. 17	建01226	西中
塩谷川	赤磐郡赤坂町	東備	S38. 8. 16	建02099	惣分
塩谷川	赤磐郡赤坂町	東備	H19. 3. 13	国00310	惣分
笠地川	赤磐郡赤坂町	東備	S54. 4. 4	建00786	西軽部
境川	赤磐郡赤坂町	東備	S63. 8. 25	建01809	苅田
境川	赤磐郡赤坂町	東備	H5. 3. 25	建00944	苅田
佐倉川	赤磐郡赤坂町	東備	S28. 1. 26	建00085	山口
山口川	赤磐郡赤坂町	東備	S29. 7. 9	建01255	山口
森川	赤磐郡赤坂町	東備	S24. 2. 18	建00109	多賀
森川	赤磐郡赤坂町	東備	S54. 4. 4	建00786	多賀
正満川	赤磐郡赤坂町	東備	S58. 3. 23	建00755	山手
正満川	赤磐郡赤坂町	東備	S59. 3. 9	建00526	惣分
西奥川	赤磐郡赤坂町	東備	S52. 2. 4	建00098	由津里
石井川	赤磐郡赤坂町	東備	S53. 7. 18	建01199	大屋
石井谷川	赤磐郡赤坂町	東備	S61. 10. 25	建01711	北佐古田
惣分川	赤磐郡赤坂町	東備	S50. 4. 26	建00791	山手
大上川	赤磐郡赤坂町	東備	H10. 7. 16	建01481	惣分
大谷川	赤磐郡赤坂町	東備	S36. 11. 18	建02667	多賀
堂講川	赤磐郡赤坂町	東備	S42. 3. 31	建01020	山口
堂講川	赤磐郡赤坂町	東備	H14. 3. 14	国00199	山口
南川	赤磐郡赤坂町	東備	S40. 7. 5	建01698	多賀
宝田川	赤磐郡赤坂町	東備	S63. 8. 25	建01809	惣分
落合川	赤磐郡赤坂町	東備	S24. 2. 18	建00109	由津里

1-4 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）

箇所番号	区域名	旧市町村名	大字	告示年月日	告示番号	面積(ha)
197	大屋下	赤坂	大屋	S 59-3-31	353	1.000
216	大谷	吉井	河原屋	S 60-3-30	346	4.009
250	徳富	熊山	徳富	S 61-3-18	230	0.705
251	徳富上	熊山	徳富	S 61-3-18	230	0.842
292	徳富下	熊山	徳富	S 63-3-31	319	1.103
310	小原上	赤坂	小原	H1-3-31	356	1.216
310-1	小原上	赤坂	小原	H4-4-24	338	0.040

## 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

赤磐市

(令和4年8月26日時点)

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
1	213D 上仁保 001	山陽町	上仁保	土石流	I-14004	○
2	213D 上仁保 002		上仁保	土石流	I-14005	
3	213D 上仁保 003		上仁保	土石流	I-14007	○
4	213D 上仁保 004		上仁保	土石流	II-14006	○
5	213K 鴨前 001		鴨前	急傾斜地の崩壊	I-641	○
6	213K 鴨前 002		鴨前	急傾斜地の崩壊	III-83	○
7	213D 鴨前 001		鴨前	土石流	I-14011	○
8	213D 鴨前 002		鴨前	土石流	I-14012	○
9	213D 鴨前 003		鴨前	土石流	III-14013	○
10	213D 鴨前 004		鴨前	土石流	III-14014	○
11	213K 神田 001		神田	急傾斜地の崩壊	II-483	○
12	213K 斎富 001		斎富	急傾斜地の崩壊	I-636	○
13	213D 斎富 001		斎富	土石流	II-14023	○
14	213J 斎富 001		斎富	地滑り	23	
15	213K 桜が丘西 001		桜が丘西	急傾斜地の崩壊	II-482	○
16	213D 桜ヶ丘西一丁目 001		桜ヶ丘西一丁目	土石流	I-14016	
17	213K 下仁保 001		下仁保	急傾斜地の崩壊	I-640	○
18	213K 下仁保 002		下仁保	急傾斜地の崩壊	III-82	○
19	213D 下仁保 001		下仁保	土石流	I-14008	
20	213D 下仁保 002		下仁保	土石流	II-14009	○
21	213K 高屋 001		高屋	急傾斜地の崩壊	I-637	○
22	213K 立川 001		立川	急傾斜地の崩壊	I-634	○
23	213D 斗有 001		斗有	土石流	I-14001-1	○
24	213D 斗有 002		斗有	土石流	I-14001-2	○
25	213D 斗有 003		斗有	土石流	I-14002	
26	213D 斗有 004		斗有	土石流	I-14003	○
27	213K 長尾 001		長尾	急傾斜地の崩壊	I-633	○
28	213J 長尾 001		長尾	地滑り	24	
29	213K 中島 001		中島	急傾斜地の崩壊	中島(B)	○
30	213K 中島 002		中島	急傾斜地の崩壊	中島(C)	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
31	213D 中島 001		中島	土石流	I-14018	
32	213D 中島 002		中島	土石流	II-14017	○
33	213D 中島 003		中島	土石流	II-14019	○
34	213D 中島 004		中島	土石流	II-14021	○
35	213D 中島 005		中島	土石流	II-14022	
36	213D 中島 006		中島	土石流	III-14020	
37	213D 西中 001		西中	土石流	II-14010	
38	213K 日古木 001		日古木	急傾斜地の崩壊	I-638	○
39	213D 日古木 001		日古木	土石流	II-14015	
40	213K 穂崎 001		穂崎	急傾斜地の崩壊	I-0642	○
41	213K 穂崎 002		穂崎	急傾斜地の崩壊	I-0643	○
42	213D 穂崎 001		穂崎	土石流	I-14036	○
43	213D 穂崎 002		穂崎	土石流	I-14037	○
44	213D 穂崎 003		穂崎	土石流	I-14038	○
45	213K 馬屋 001		馬屋	急傾斜地の崩壊	II-0484	○
46	213D 馬屋 001		馬屋	土石流	I-14024	○
47	213D 馬屋 002		馬屋	土石流	I-14025	○
48	213D 馬屋 003		馬屋	土石流	I-14026	○
49	213D 馬屋 004		馬屋	土石流	I-14027	○
50	213D 馬屋 005		馬屋	土石流	I-14028	○
51	213D 馬屋 006		馬屋	土石流	I-14031	○
52	213D 馬屋 007		馬屋	土石流	I-14030	○
53	213J 馬屋 001		馬屋	地滑り	穂崎	
54	213K 南方 001		南方	急傾斜地の崩壊	I-635	○
55	213D 南方 001		南方	土石流	I-14034	○
56	213D 南方 002		南方	土石流	I-14035	
57	213J 南方 001		南方	地滑り	南方	
58	213D 和田 001		和田	土石流	I-14032	
59	213D 和田 002		和田	土石流	I-14033	○
60	213D 今井 001	赤坂町	今井	土石流	II-15084	○
61	213K 大屋 001		大屋	急傾斜地の崩壊	I-0647	
62	213D 大屋 001		大屋	土石流	I-15031	
63	213K 北佐古田 001		北佐古田	急傾斜地の崩壊	I-0649	○
64	213K 北佐古田 002		北佐古田	急傾斜地の崩壊	II-0502	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
65	213K 北佐古田 003		北佐古田	急傾斜地の崩壊	II-0503	○
66	213D 北佐古田 001		北佐古田	土石流	I-15066-1	○
67	213D 北佐古田 002		北佐古田	土石流	I-15066-2	
68	213D 北佐古田 003		北佐古田	土石流	I-15067	
69	213D 北佐古田 004		北佐古田	土石流	I-15068	○
70	213D 北佐古田 005		北佐古田	土石流	II-15069	
71	213D 北佐古田 006		北佐古田	土石流	II-15070	
72	213D 北佐古田 007		北佐古田	土石流	II-15071	
73	213D 北佐古田 008		北佐古田	土石流	II-15085	
74	213K 小原 001		小原	急傾斜地の崩壊	I-0648	○
75	213D 小原 001		小原	土石流	I-15028	○
76	213D 小原 003		小原	土石流	I-15052	
77	213D 小原 004		小原	土石流	I-15053	○
78	213D 小原 006		小原	土石流	I-15059	
79	213D 小原 007		小原	土石流	I-15060	○
80	213D 小原 008		小原	土石流	II-15027	
81	213D 小原 010		小原	土石流	II-15001	○
82	213D 小原 011		小原	土石流	II-15002	○
83	213D 小原 013		小原	土石流	II-15026-1	○
84	213D 小原 014		小原	土石流	II-15026-2	○
85	213D 小原 015		小原	土石流	II-15029	
86	213D 小原 016		小原	土石流	II-15032	○
87	213K 坂辺 001		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-485	○
88	213K 坂辺 002		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-486	○
89	213K 坂辺 003		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-487	○
90	213K 坂辺 004		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-488	○
91	213K 坂辺 005		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-489	○
92	213K 坂辺 006		坂辺	急傾斜地の崩壊	II-490	○
93	213D 坂辺 001		坂辺	土石流	I-15009	
94	213D 坂辺 002		坂辺	土石流	I-15011	○
95	213D 坂辺 003		坂辺	土石流	II-15004	○
96	213D 坂辺 004		坂辺	土石流	II-15005	
97	213D 坂辺 005		坂辺	土石流	II-15006	
98	213D 坂辺 006		坂辺	土石流	II-15007	

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
99	213D 坂辺 007		坂辺	土石流	II-15008	
100	213D 坂辺 008		坂辺	土石流	II-15010	○
101	213D 坂辺 009		坂辺	土石流	II-15030	○
102	213K 惣分 001		惣分	急傾斜地の崩壊	I-644	○
103	213K 惣分 002		惣分	急傾斜地の崩壊	I-646	○
104	213K 惣分 003		惣分	急傾斜地の崩壊	II-493	○
105	213K 惣分 004		惣分	急傾斜地の崩壊	II-494	○
106	213K 惣分 005		惣分	急傾斜地の崩壊	II-495	○
107	213K 惣分 006		惣分	急傾斜地の崩壊	II-496	○
108	213D 惣分 001		惣分	土石流	I-15017	○
109	213D 惣分 002		惣分	土石流	II-15012	○
110	213D 惣分 003		惣分	土石流	II-15013-1	
111	213D 惣分 004		惣分	土石流	II-15013-2	
112	213D 惣分 005		惣分	土石流	II-15014	
113	213D 惣分 006		惣分	土石流	II-15015	○
114	213D 惣分 007		惣分	土石流	II-15016	○
115	213D 惣分 008		惣分	土石流	II-15018	
116	213D 惣分 009		惣分	土石流	II-15019	
117	213D 惣分 010		惣分	土石流	II-15020	
118	213D 惣分 011		惣分	土石流	II-15021	○
119	213D 惣分 012		惣分	土石流	II-15022	
120	213D 惣分 013		惣分	土石流	II-15023	
121	213D 惣分 014		惣分	土石流	II-15024	○
122	213D 惣分 015		惣分	土石流	II-15025	
123	213K 多賀 001		多賀	急傾斜地の崩壊	I-650	○
124	213K 多賀 002		多賀	急傾斜地の崩壊	II-500	○
125	213D 多賀 001		多賀	土石流	II-15062	○
126	213D 多賀 002		多賀	土石流	II-15033	○
127	213D 多賀 003		多賀	土石流	II-15034	○
128	213D 多賀 004		多賀	土石流	II-15054-1	○
129	213D 多賀 005		多賀	土石流	II-15054-2	
130	213D 多賀 006		多賀	土石流	II-15055	○
131	213D 多賀 007		多賀	土石流	II-15056	○
132	213D 多賀 008		多賀	土石流	II-15057	○

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
133	213D 多賀 009		多賀	土石流	II-15061	
134	213D 多賀 010		多賀	土石流	II-15063	
135	213D 多賀 011		多賀	土石流	II-15064	
136	213D 多賀 012		多賀	土石流	II-15082	○
137	213K 西軽部 001		西軽部	急傾斜地の崩壊	I-0653	○
138	213K 西軽部 002		西軽部	急傾斜地の崩壊	I-0654	○
139	213K 西軽部 003		西軽部	急傾斜地の崩壊	I-0655	○
140	213K 西軽部 004		西軽部	急傾斜地の崩壊	II-0501	○
141	213D 西軽部 001		西軽部	土石流	I-15077	
142	213D 西軽部 002		西軽部	土石流	I-15078-1	
143	213D 西軽部 003		西軽部	土石流	I-15078-2	
144	213D 西軽部 004		西軽部	土石流	I-15079	
145	213D 西軽部 005		西軽部	土石流	II-15080	
146	213D 西軽部 006		西軽部	土石流	II-15081	○
147	213D 西軽部 007		西軽部	土石流	II-15083	○
148	213D 東軽部 001		東軽部	土石流	II-15092	○
149	213D 東軽部 002		東軽部	土石流	II-15093	○
150	213K 町苅田 001		町苅田	急傾斜地の崩壊	I-0656	○
151	213K 町苅田 002		町苅田	急傾斜地の崩壊	町苅田 1	○
152	213D 町苅田 001		町苅田	土石流	I-15076	
153	213D 町苅田 002		町苅田	土石流	I-15075	
154	213D 町苅田 003		町苅田	土石流	I-15074	○
155	213D 町苅田 004		町苅田	土石流	II-15091	○
156	213D 南佐古田 001		南佐古田	土石流	II-15086	
157	213D 南佐古田 002		南佐古田	土石流	II-15087	○
158	213D 南佐古田 003		南佐古田	土石流	II-15088	○
159	213D 南佐古田 004		南佐古田	土石流	II-15089	
160	213D 南佐古田 005		南佐古田	土石流	II-15090	○
161	213K 山口 001		山口	急傾斜地の崩壊	山口 1	○
162	213K 山口 002		山口	急傾斜地の崩壊	II-497	○
163	213K 山口 003		山口	急傾斜地の崩壊	II-499	○
164	213D 山口 001		山口	土石流	I-15043	
165	213D 山口 002		山口	土石流	I-15045	○
166	213D 山口 003		山口	土石流	I-15048	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
167	213D 山口 004		山口	土石流	I-15049	○
168	213D 山口 005		山口	土石流	I-15050	○
169	213D 山口 006		山口	土石流	II-15041	○
170	213D 山口 007		山口	土石流	II-15042	○
171	213D 山口 008		山口	土石流	II-15044	
172	213D 山口 009		山口	土石流	II-15046-1	
173	213D 山口 010		山口	土石流	II-15046-2	○
174	213D 山口 011		山口	土石流	II-15047-1	○
175	213D 山口 012		山口	土石流	II-15047-2	○
176	213K 由津里 001		由津里	急傾斜地の崩壊	I-652	○
177	213K 由津里 002		由津里	急傾斜地の崩壊	I-657	○
178	213K 由津里 003		由津里	急傾斜地の崩壊	I-658	○
179	213K 由津里 004		由津里	急傾斜地の崩壊	II-498	○
180	213D 由津里 001		由津里	土石流	I-15036	○
181	213D 由津里 002		由津里	土石流	I-15039-1	○
182	213D 由津里 003		由津里	土石流	I-15039-2	
183	213D 由津里 004		由津里	土石流	I-15072	○
184	213D 由津里 005		由津里	土石流	II-15035	○
185	213D 由津里 006		由津里	土石流	II-15037	
186	213D 由津里 007		由津里	土石流	II-15038	○
187	213D 由津里 008		由津里	土石流	II-15073	○
188	213D 由津里 009		由津里	土石流	平木第3支川	
189	213J 由津里 001		由津里	地滑り	平の木北	
190	213K 円光寺 001	熊山町	円光寺	急傾斜地の崩壊	I-2183	○
191	213K 円光寺 002		円光寺	急傾斜地の崩壊	I-2184	○
192	213K 円光寺 003		円光寺	急傾斜地の崩壊	I-671	○
193	213D 円光寺 001		円光寺	土石流	I-16038	
194	213D 円光寺 002		円光寺	土石流	I-16039	○
195	213D 円光寺 003		円光寺	土石流	II-16037	○
196	213K 岡 001		岡	急傾斜地の崩壊	I-2182	○
197	213K 岡 002		岡	急傾斜地の崩壊	II-505	○
198	213D 岡 001		岡	土石流	I-16007	○
199	213D 岡 002		岡	土石流	II-16006	○
200	213D 岡 003		岡	土石流	I-16011	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
201	213D 岡 004		岡	土石流	II-16010	○
202	213K 奥吉原 001		奥吉原	急傾斜地の崩壊	I-0664	○
203	213K 奥吉原 002		奥吉原	急傾斜地の崩壊	I-0665	○
204	213D 奥吉原 001		奥吉原	土石流	I-16070	
205	213D 奥吉原 002		奥吉原	土石流	I-16071	
206	213D 奥吉原 003		奥吉原	土石流	I-16072	
207	213K 小瀬木 001		小瀬木	急傾斜地の崩壊	I-669	○
208	213K 小瀬木 002		小瀬木	急傾斜地の崩壊	I-670	○
209	213D 小瀬木 001		小瀬木	土石流	I-16055	
210	213K 可真上 001		可真上	急傾斜地の崩壊	I-690	○
211	213K 可真上 002		可真上	急傾斜地の崩壊	I-689	○
212	213D 可真上 001		可真上	土石流	I-16045	
213	213D 可真上 002		可真上	土石流	I-16043	
214	213D 可真上 003		可真上	土石流	I-16044	
215	213K 可真下 001		可真下	急傾斜地の崩壊	I-683	○
216	213K 可真下 002		可真下	急傾斜地の崩壊	I-684	○
217	213K 可真下 003		可真下	急傾斜地の崩壊	I-687	○
218	213K 可真下 004		可真下	急傾斜地の崩壊	II-510	○
219	213D 可真下 001		可真下	土石流	I-16046	
220	213D 可真下 002		可真下	土石流	I-16051	○
221	213D 可真下 003		可真下	土石流	I-16025	
222	213D 可真下 004		可真下	土石流	I-16047	
223	213D 可真下 005		可真下	土石流	I-16049-1	
224	213D 可真下 006		可真下	土石流	I-16049-2	○
225	213D 可真下 007		可真下	土石流	I-16050	
226	213D 可真下 008		可真下	土石流	II-16022	○
227	213D 可真下 009		可真下	土石流	II-16023	
228	213D 可真下 010		可真下	土石流	II-16024	
229	213D 可真下 011		可真下	土石流	II-16026	
230	213D 可真下 012		可真下	土石流	II-16048	
231	213K 佐古 001		佐古	急傾斜地の崩壊	I-692	○
232	213D 佐古 001		佐古	土石流	II-16027	
233	213K 沢原 001		沢原	急傾斜地の崩壊	II-509	○
234	213K 沢原 002		沢原	急傾斜地の崩壊	I-674	○

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
235	213K 沢原 003		沢原	急傾斜地の崩壊	I-675	○
236	213K 沢原 004		沢原	急傾斜地の崩壊	II-508	○
237	213D 沢原 001		沢原	土石流	I-16028	
238	213D 沢原 002		沢原	土石流	I-16029	
239	213D 沢原 003		沢原	土石流	I-16052	○
240	213D 沢原 004		沢原	土石流	I-16053	○
241	213D 沢原 005		沢原	土石流	I-16032	
242	213D 沢原 006		沢原	土石流	I-16033	○
243	213D 沢原 007		沢原	土石流	II-16030	○
244	213D 沢原 008		沢原	土石流	II-16031	○
245	213K 酌田 001		酌田	急傾斜地の崩壊	I-679	○
246	213K 酌田 002		酌田	急傾斜地の崩壊	II-504	○
247	213K 酌田 003		酌田	急傾斜地の崩壊	I-680	○
248	213K 酌田 004		酌田	急傾斜地の崩壊	I-682	○
249	213D 酌田 001		酌田	土石流	I-16005	○
250	213D 酌田 002		酌田	土石流	II-16004	
251	213D 酌田 003		酌田	土石流	I-16001	
252	213D 酌田 004		酌田	土石流	I-16002	○
253	213D 酌田 005		酌田	土石流	II-16003	○
254	213D 酌田 006		酌田	土石流	I-16009	○
255	213K 石蓮寺 001		石蓮寺	急傾斜地の崩壊	I-697	○
256	213K 石蓮寺 002		石蓮寺	急傾斜地の崩壊	II-506	○
257	213K 勢力 001		勢力	急傾斜地の崩壊	I-34	○
258	213K 勢力 002		勢力	急傾斜地の崩壊	II-512	○
259	213K 勢力 003		勢力	急傾斜地の崩壊	II-513	○
260	213D 勢力 001		勢力	土石流	I-16062	○
261	213D 勢力 002		勢力	土石流	I-16063	
262	213D 勢力 003		勢力	土石流	I-16064	○
263	213D 勢力 004		勢力	土石流	I-16065	○
264	213D 勢力 005		勢力	土石流	II-16060	○
265	213D 勢力 006		勢力	土石流	II-16061	
266	213D 勢力 007		勢力	土石流	I-13016	○
267	213K 千躰 001		千躰	急傾斜地の崩壊	I-0663	
268	213D 千躰 001		千躰	土石流	I-16066	

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
269	213D 千躰 002		千躰	土石流	I-16068	○
270	213D 千躰 003		千躰	土石流	I-16069	
271	213D 千躰 004		千躰	土石流	II-16067	○
272	213K 徳富 001		徳富	急傾斜地の崩壊	I-0666	
273	213K 徳富 002		徳富	急傾斜地の崩壊	I-0667	
274	213K 徳富 003		徳富	急傾斜地の崩壊	I-0668	
275	213D 徳富 001		徳富	土石流	I-16056	○
276	213D 徳富 002		徳富	土石流	I-16057	○
277	213D 徳富 003		徳富	土石流	I-16058	○
278	213D 徳富 004		徳富	土石流	II-16059	○
279	213K 殿谷 001		殿谷	急傾斜地の崩壊	I-677	○
280	213K 殿谷 002		殿谷	急傾斜地の崩壊	I-678	○
281	213K 殿谷 003		殿谷	急傾斜地の崩壊	I-676	○
282	213D 殿谷 001		殿谷	土石流	II-16008	○
283	213K 野間 001		野間	急傾斜地の崩壊	I-691	○
284	213K 野間 002		野間	急傾斜地の崩壊	I-693	○
285	213D 野間 001		野間	土石流	II-16013	
286	213D 野間 002		野間	土石流	II-16014	
287	213K 稗田 001		稗田	急傾斜地の崩壊	I-695	○
288	213K 稗田 002		稗田	急傾斜地の崩壊	II-507	○
289	213D 稗田 001		稗田	土石流	I-16015	○
290	213D 稗田 002		稗田	土石流	I-16016	○
291	213D 稗田 003		稗田	土石流	I-16017	○
292	213D 稗田 004		稗田	土石流	II-16018	○
293	213D 稗田 005		稗田	土石流	II-16019	
294	213D 稗田 006		稗田	土石流	II-16020	○
295	213D 稗田 007		稗田	土石流	II-16021	
296	213D 松木 001		松木	土石流	I-16034	○
297	213D 松木 002		松木	土石流	I-16035	○
298	213D 松木 003		松木	土石流	I-16036	
299	213D 松木 004		松木	土石流	II-16054	○
300	213K 弥上 001		弥上	急傾斜地の崩壊	II-511	○
301	213D 弥上 001		弥上	土石流	I-16042	○
302	213K 吉原 001		吉原	急傾斜地の崩壊	I-672	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
303	213K 吉原 002		吉原	急傾斜地の崩壊	I-2185	○
304	213D 吉原 001		吉原	土石流	I-16040	○
305	213D 吉原 002		吉原	土石流	I-16041	○
306	213K 石 001	吉井町	石	急傾斜地の崩壊	I-2191	○
307	213K 石 002		石	急傾斜地の崩壊	II-0548	○
308	213K 石 003		石	急傾斜地の崩壊	II-0549	○
309	213K 石 004		石	急傾斜地の崩壊	II-0550	○
310	213K 石 005		石	急傾斜地の崩壊	II-0551	○
311	213K 石 006		石	急傾斜地の崩壊	III-0085	○
312	213D 石 001		石	土石流	II-17106-2	○
313	213D 石 002		石	土石流	II-17107	
314	213D 石 003		石	土石流	II-17108	○
315	213D 石 004		石	土石流	II-17109	○
316	213D 石 005		石	土石流	II-17112	○
317	213D 石 006		石	土石流	II-17113	○
318	213D 石 007		石	土石流	II-17114	
319	213K 石上 001		石上	急傾斜地の崩壊	II-522	○
320	213D 石上 001		石上	土石流	II-17025	○
321	213D 石上 002		石上	土石流	II-17026	○
322	213D 石上 003		石上	土石流	II-17028	
323	213K 稲蒔 001		稲蒔	急傾斜地の崩壊	I-0709	○
324	213K 稲蒔 002		稲蒔	急傾斜地の崩壊	II-0540	○
325	213K 稲蒔 003		稲蒔	急傾斜地の崩壊	I-0708	○
326	213D 稲蒔 001		稲蒔	土石流	I-17090	○
327	213D 稲蒔 002		稲蒔	土石流	I-17089	○
328	213D 稲蒔 003		稲蒔	土石流	II-17088	○
329	213D 稲蒔 004		稲蒔	土石流	II-17093	○
330	213D 稲蒔 005		稲蒔	土石流	II-17094	○
331	213D 稲蒔 006		稲蒔	土石流	II-17095	○
332	213D 稲蒔 007		稲蒔	土石流	I-17091	○
333	213D 稲蒔 008		稲蒔	土石流	I-17092	○
334	213K 小鎌 001		小鎌	急傾斜地の崩壊	I-699	○
335	213K 小鎌 002		小鎌	急傾斜地の崩壊	II-523	○
336	213D 小鎌 001		小鎌	土石流	I-17029	

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
337	213D 小鎌 002		小鎌	土石流	Ⅱ-17021	○
338	213K 河原屋 001		河原屋	急傾斜地の崩壊	I-0716	
339	213K 河原屋 002		河原屋	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0514	○
340	213K 河原屋 003		河原屋	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0515	○
341	213K 河原屋 004		河原屋	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0516	○
342	213D 河原屋 001		河原屋	土石流	I-17003-1	
343	213D 河原屋 002		河原屋	土石流	I-17003-2	○
344	213J 河原屋 001		河原屋	地滑り	宗田	
345	213K 草生 001		草生	急傾斜地の崩壊	I-0717	○
346	213D 草生 001		草生	土石流	I-17005	
347	213D 草生 002		草生	土石流	I-17007	○
348	213D 草生 003		草生	土石流	Ⅱ-17006-2	○
349	213D 草生 004		草生	土石流	Ⅱ-17008	○
350	213K 黒沢 001		黒沢	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0530	○
351	213K 黒沢 002		黒沢	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0533	○
352	213D 黒沢 001		黒沢	土石流	I-17048-1	
353	213D 黒沢 002		黒沢	土石流	I-17048-2	
354	213D 黒沢 003		黒沢	土石流	I-17049	○
355	213D 黒沢 004		黒沢	土石流	Ⅱ-17044	○
356	213D 黒沢 005		黒沢	土石流	Ⅱ-17045	
357	213D 黒沢 006		黒沢	土石流	Ⅱ-17046-2	○
358	213D 黒沢 007		黒沢	土石流	Ⅱ-17047	
359	213K 黒本 001		黒本	急傾斜地の崩壊	I-2187	○
360	213K 黒本 002		黒本	急傾斜地の崩壊	I-2188	○
361	213K 黒本 003		黒本	急傾斜地の崩壊	I-2189	○
362	213D 黒本 001		黒本	土石流	I-17038	○
363	213D 黒本 002		黒本	土石流	I-17010	
364	213D 黒本 003		黒本	土石流	I-17012	○
365	213D 黒本 004		黒本	土石流	I-17039	○
366	213D 黒本 005		黒本	土石流	I-17040	○
367	213D 黒本 006		黒本	土石流	Ⅱ-17011	○
368	213D 黒本 007		黒本	土石流	Ⅱ-17042	○
369	213D 光木 001		光木	土石流	I-17087	○
370	213D 光木 002		光木	土石流	Ⅱ-17115	○

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
371	213D 光木 003		光木	土石流	Ⅱ-17116	○
372	213D 光木 004		光木	土石流	I-17083	○
373	213D 光木 005		光木	土石流	I-17084	○
374	213D 光木 006		光木	土石流	I-17086	○
375	213D 光木 007		光木	土石流	Ⅱ-17085	○
376	213K 是里 001		是里	急傾斜地の崩壊	I-0713	○
377	213K 是里 002		是里	急傾斜地の崩壊	I-0714	○
378	213K 是里 003		是里	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0517	○
379	213K 塩木 001		塩木	急傾斜地の崩壊	I-706	○
380	213K 塩木 002		塩木	急傾斜地の崩壊	I-705	○
381	213K 塩木 003		塩木	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-543	○
382	213K 塩木 004		塩木	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-544	○
383	213D 塩木 001		塩木	土石流	I-17074	○
384	213D 塩木 002		塩木	土石流	I-17081	○
385	213D 塩木 003		塩木	土石流	I-17082	
386	213D 塩木 004		塩木	土石流	I-17072	○
387	213D 塩木 005		塩木	土石流	Ⅱ-17075	○
388	213D 塩木 006		塩木	土石流	Ⅱ-17076	○
389	213D 塩木 007		塩木	土石流	Ⅱ-17077	○
390	213D 塩木 008		塩木	土石流	Ⅱ-17078	○
391	213D 塩木 009		塩木	土石流	Ⅱ-17079	
392	213D 塩木 010		塩木	土石流	Ⅱ-17080	○
393	213K 周匝 001		周匝	急傾斜地の崩壊	I-2186	○
394	213K 周匝 002		周匝	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0531	○
395	213K 周匝 003		周匝	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0532	○
396	213K 周匝 004		周匝	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0545	○
397	213D 周匝 001		周匝	土石流	I-17016	○
398	213D 周匝 002		周匝	土石流	I-17014	○
399	213D 周匝 003		周匝	土石流	I-17015	○
400	213D 周匝 004		周匝	土石流	I-17017	○
401	213K 滝山 001		滝山	急傾斜地の崩壊	I-0711	○
402	213K 滝山 002		滝山	急傾斜地の崩壊	I-0712	○
403	213K 滝山 003		滝山	急傾斜地の崩壊	I-2190	○
404	213K 滝山 004		滝山	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0525	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
405	213K 滝山 005		滝山	急傾斜地の崩壊	II-0526	○
406	213K 滝山 006		滝山	急傾斜地の崩壊	II-0527	○
407	213K 滝山 007		滝山	急傾斜地の崩壊	II-0528	○
408	213D 滝山 001		滝山	土石流	I-17032	
409	213D 滝山 002		滝山	土石流	I-17034	○
410	213D 滝山 003		滝山	土石流	I-17036	○
411	213D 滝山 004		滝山	土石流	II-17001	○
412	213D 滝山 005		滝山	土石流	II-17002	○
413	213D 滝山 006		滝山	土石流	II-17033	
414	213D 滝山 007		滝山	土石流	II-17035	
415	213D 滝山 008		滝山	土石流	II-17037	
416	213D 滝山 009		滝山	土石流	II-17043-3	
417	213D 戸津野 001		戸津野	土石流	II-17043-1	○
418	213D 戸津野 002		戸津野	土石流	II-17043-2	○
419	213K 中勢実 001		中勢実	急傾斜地の崩壊	I-707	○
420	213J 中勢実 001		中勢実	地滑り	27	
421	213D 中畑 001		中畑	土石流	I-17031	
422	213K 仁堀中 001		仁堀中	急傾斜地の崩壊	II-546	○
423	213K 仁堀中 002		仁堀中	急傾斜地の崩壊	II-547	○
424	213D 仁堀中 001		仁堀中	土石流	I-17101	○
425	213D 仁堀中 002		仁堀中	土石流	I-17102	○
426	213D 仁堀中 003		仁堀中	土石流	II-17061	○
427	213D 仁堀中 004		仁堀中	土石流	II-17062	○
428	213D 仁堀中 005		仁堀中	土石流	II-17063	○
429	213D 仁堀中 006		仁堀中	土石流	II-17064	○
430	213D 仁堀中 007		仁堀中	土石流	II-17065	○
431	213D 仁堀中 008		仁堀中	土石流	II-17096	○
432	213D 仁堀中 009		仁堀中	土石流	II-17097	
433	213D 仁堀中 010		仁堀中	土石流	II-17098	
434	213D 仁堀中 011		仁堀中	土石流	II-17099	
435	213D 仁堀中 012		仁堀中	土石流	II-17100	
436	213K 仁堀西 001		仁堀西	急傾斜地の崩壊	II-518	○
437	213K 仁堀西 002		仁堀西	急傾斜地の崩壊	II-519	○
438	213K 仁堀西 003		仁堀西	急傾斜地の崩壊	II-520	○

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
439	213K 仁堀西 004		仁堀西	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-521	○
440	213D 仁堀西 001		仁堀西	土石流	Ⅱ-17020	○
441	213D 仁堀西 002		仁堀西	土石流	Ⅱ-17024	
442	213D 仁堀西 003		仁堀西	土石流	Ⅱ-17059	
443	213D 仁堀西 004		仁堀西	土石流	Ⅱ-17060	○
444	213K 仁堀東 001		仁堀東	急傾斜地の崩壊	I-704	○
445	213K 仁堀東 002		仁堀東	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-541	○
446	213K 仁堀東 003		仁堀東	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-542	○
447	213K 仁堀東 004		仁堀東	急傾斜地の崩壊	Ⅲ-84	○
448	213D 仁堀東 001		仁堀東	土石流	I-17066	○
449	213D 仁堀東 002		仁堀東	土石流	I-17067	○
450	213D 仁堀東 003		仁堀東	土石流	I-17068	○
451	213D 仁堀東 004		仁堀東	土石流	I-17069	○
452	213D 仁堀東 005		仁堀東	土石流	I-17070	○
453	213D 仁堀東 006		仁堀東	土石流	Ⅱ-17071	
454	213K 広戸 001		広戸	急傾斜地の崩壊	I-701	○
455	213K 広戸 002		広戸	急傾斜地の崩壊	広戸	○
456	213K 福田 001		福田	急傾斜地の崩壊	I-0710	○
457	213K 福田 002		福田	急傾斜地の崩壊	I-2192	○
458	213K 福田 003		福田	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0536	○
459	213K 福田 004		福田	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0537	○
460	213K 福田 005		福田	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0538	○
461	213K 福田 006		福田	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0539	○
462	213D 福田 001		福田	土石流	Ⅱ-17058	○
463	213D 福田 002		福田	土石流	I-17051	
464	213D 福田 003		福田	土石流	I-17052	○
465	213D 福田 004		福田	土石流	I-17053	○
466	213D 福田 005		福田	土石流	I-17054	○
467	213D 福田 006		福田	土石流	Ⅱ-17050	○
468	213D 福田 007		福田	土石流	Ⅱ-17055	○
469	213D 福田 008		福田	土石流	Ⅱ-17056	○
470	213D 福田 009		福田	土石流	Ⅱ-17057	○
471	213D 八島田 001		八島田	土石流	Ⅱ-17104	○
472	213D 八島田 002		八島田	土石流	Ⅱ-17105-1	○

資 1-4の2 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	箇所番号	旧町名	大字等	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	基礎調査箇所番号	土砂災害特別警戒区域(R)
473	213D 八島田 003		八島田	土石流	II-17105-2	○
474	213D 八島田 004		八島田	土石流	II-17106-1	
475	213D 八島田 005		八島田	土石流	II-17110	
476	213D 八島田 006		八島田	土石流	I-17111	
合計	急傾斜地の崩壊 (箇所)	151				
	土石流 (箇所)	318				
	地滑り (箇所)	7				
	合計 (箇所)	476				

〔山地災害〕

1-5 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		危険地区の 危険度	位置			人家・公共施設等						備考
市町村	地区		市町村	大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
213	002-001	A	赤磐市	石	仁軒屋	戸	25			0	県	
213	005-001	A	赤磐市	稲蒔	稲蒔中	99				0	県	
213	005-002	A	赤磐市	稲蒔	稲蒔上		38			0	市	
213	005-003	A	赤磐市	稲蒔	北平	57				0	市	
213	011-001	A	赤磐市	岡	白石	55				0	県	
213	013-001	A	赤磐市	奥吉原	谷山		42			0	林	
213	014-001	A	赤磐市	小瀬木	小瀬木	172				0	県	
213	016-001	C	赤磐市	可真上	本土井					0	市	
213	017-001	C	赤磐市	可真下	釜底				1	0	県	
213	019-001	C	赤磐市	上仁保	天満池			6		0	県	
213	020-001	A	赤磐市	鴨前	鴨前北	166				0	県	
213	022-001	B	赤磐市	河原屋	河原屋上		24			0	市	
213	022-002	C	赤磐市	河原屋	河原屋中			5		0	市	
213	022-003	A	赤磐市	河原屋	河原屋下		12			0		
213	023-001	B	赤磐市	北佐古田	佐古田上		19			0	県	
213	028-001	B	赤磐市	黒本	相坂	121				0	県	
213	029-001	A	赤磐市	光木	小滝		16			0	県	
213	032-001	B	赤磐市	小原	小原上		33			0	市	
213	035-001	A	赤磐市	坂辺	合田		27			0	県	
213	035-002	B	赤磐市	坂辺	合田中		19			0	県	
213	035-003	C	赤磐市	坂辺	合田上			8		0	県	
213	035-004	A	赤磐市	坂辺	矢坂		19			0	県	
213	039-001	A	赤磐市	沢原	山吹	95				0	市	
213	041-001	B	赤磐市	塩木	塩木上		29			0	県	
213	041-002	A	赤磐市	塩木	塩木中E		23			0	県	
213	041-003	A	赤磐市	塩木	塩木中B		28			0	県	
213	041-004	A	赤磐市	塩木	湯免		31			0	県	
213	041-005	B	赤磐市	塩木	鷹取山			7		1	市	
213	044-001	A	赤磐市	酌田	森国		11			0	県	
213	047-001	B	赤磐市	周匝	茶臼山	93				0	県	
213	049-001	A	赤磐市	勢力	熊山鷹	50				0	県	
213	049-002	A	赤磐市	勢力		52				0	県	
213	050-001	A	赤磐市	惣分	下分		10			0	県	
213	050-002	A	赤磐市	惣分	岩神下	57				0	県	
213	050-003	A	赤磐市	惣分	岩神中		36			0		
213	050-004	A	赤磐市	惣分	大原池下		13			0	県	

資 1-5 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		危険地区の 危険度	位置			人家・公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路
213	050-005	B	赤磐市	惣分	持行		20			0	市	
213	053-001	A	赤磐市	滝山	寺谷	53				0	県	
213	053-002	A	赤磐市	滝山	本谷	94				0	県	
213	053-003	A	赤磐市	滝山	持井田		18			0	県	
213	053-004	A	赤磐市	滝山	戸屋	95				0	県	
213	054-001	A	赤磐市	立川	立川	53				0	県	
213	057-001	C	赤磐市	斗有	八幡池				1	0	市	
213	058-001	A	赤磐市	徳富	中尾	104				0	県	
213	061-001	B	赤磐市	長尾	長尾	115				0	市	
213	066-001	C	赤磐市	西軽部	軽部橋東					0	市	
213	070-001	C	赤磐市	仁堀中	仁堀中			8		0	市	
213	071-001	B	赤磐市	仁堀西	極楽寺		12			0	市	
213	072-001	A	赤磐市	仁堀東	仁堀北		20			0	市	
213	081-001	B	赤磐市	福田	上田		33			1	県	
213	083-001	B	赤磐市	穂崎	福吉	131				0	県	
213	084-001	A	赤磐市	町苺田	役場裏	56				6	県	
213	085-001	A	赤磐市	松木	松木	180				0	県	
213	085-002	A	赤磐市	松木	松木新田	195				1	県	
213	086-001	A	赤磐市	馬屋	馬屋北	122				0	市	
213	086-002	A	赤磐市	馬屋	学校裏	193				1	県	
213	088-001	B	赤磐市	南佐古田	南佐古田		15			0	市	
213	091-001	B	赤磐市	山口	上山口		16			0	市	
213	091-002	B	赤磐市	山口	山口		15			0	市	
213	091-003	C	赤磐市	山口	山口A				3	0	県	
計	60地区											

1-6 地すべり危険地区

危険地区 番号		危険 地区 の 危険 度	位置			人家・公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以下	(道路除 く) 公 共 施 設		道 路
213	022-001	A	赤磐市	河原屋	宗田	0	20	0	0	0	県	
213	083-001	B	赤磐市	穂崎	餅ヶ谷	60	0	0	0	0	県	
213	084-001	A	赤磐市	南方	南方	0	25	0	0	1	市	
213	093-001	B	赤磐市	由津里	平の木北	0	10	0	0	1	市	
計	4地区											

1-7 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		危険地区の危険度	位置			公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	人家4戸以下	(道路除く)公共施設		道路
213	001-001	B	赤磐市	合田	梅原		19			0	県	
213	005-001	B	赤磐市	稲蒔	北平山				4	0	県	
213	005-002	B	赤磐市	稲蒔	高星		17			0	県	
213	005-003	A	赤磐市	稲蒔	北平山右		43			0	県	
213	008-001	A	赤磐市	円光寺	西円光寺	54				0	県	
213	008-002	A	赤磐市	円光寺	春日神社		37			0	市	
213	008-003	A	赤磐市	円光寺	東円光寺		27			0	市	
213	009-001	C	赤磐市	大蒨田	後谷					0	県	
213	011-001	B	赤磐市	弥上			10			0		
213	013-001	C	赤磐市	奥吉原	奥吉原					0	県	
213	013-002	B	赤磐市	奥吉原			25			0	市	
213	014-001	A	赤磐市	小瀬木	北平	93				0	県	
213	016-001	C	赤磐市	可真上	小山			9		0	市	
213	016-002	B	赤磐市	可真上	本土井		38			0	県	
213	017-001	A	赤磐市	可真下	中谷	157				0	県	
213	017-002	B	赤磐市	可真下	中谷	155				0	市	
213	017-003	A	赤磐市	可真下	東谷	95				0	県	
213	017-004	A	赤磐市	可真下	額	63				0	県	
213	019-001	B	赤磐市	上仁保	天満池下		29			0	県	
213	019-002	B	赤磐市	上仁保	地藏院		48			0	市	
213	019-003	C	赤磐市	上仁保	カシロ			5		0	県	
213	020-001	B	赤磐市	鴨前	鴨前南	148				0	市	
213	024-001	B	赤磐市	草生	池ノ谷	63				0	県	
213	027-001	B	赤磐市	黒沢	河原		19			0	県	
213	027-002	B	赤磐市	黒沢	戸屋向		33			0	県	
213	027-003	C	赤磐市	黒沢	清水			8		0	市	
213	027-004	C	赤磐市	黒沢				8		0	市	
213	027-005	C	赤磐市	黒沢						0	市	
213	028-001	B	赤磐市	黒本	黒本下	61				0	県	
213	028-002	B	赤磐市	黒本	黒本中	62				0	県	
213	028-003	B	赤磐市	黒本	黒本上	66				0	県	
213	029-001	B	赤磐市	光木	境橋		18			0	県	
213	029-002	A	赤磐市	光木	境ヶ谷		15			0	県	
213	029-003	A	赤磐市	光木	二軒屋		26			0	県	
213	032-001	B	赤磐市	小原	坂本		41			0	市	
213	035-001	B	赤磐市	坂辺	みどり橋東		11			0	県	
213	035-002	C	赤磐市	坂辺	落合橋			6		0	県	
213	035-003	B	赤磐市	坂辺	大窪		14			0	県	
213	039-001	A	赤磐市	沢原	常念寺	97				0	県	
213	039-002	A	赤磐市	沢原	石砂	56				0	県	

危険地区 番号		危険地区の 危険度	位置			公共施設等						備考
市町村	地区		市町村	大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
213	039-003	B	赤磐市	沢原	青木		29			0	県	
213	039-004	A	赤磐市	沢原	附合		11			0	市	
213	039-005	B	赤磐市	沢原	粕尾		46			0	県	
213	041-001	B	赤磐市	塩木	塩木中		12			0	県	
213	041-002	B	赤磐市	塩木	塩木中		10			0		
213	041-003	B	赤磐市	塩木	塩木東		14			0	県	
213	041-004	B	赤磐市	塩木	塩木西		21			0	県	
213	041-005	A	赤磐市	塩木	塩木中上		11			0	県	
213	043-001	B	赤磐市	下仁保	西仁保	68				0	林	
213	044-001	B	赤磐市	酌田	小野池		13			0	県	
213	047-001	B	赤磐市	周匝	東雲谷		25			1	市	
213	048-001	A	赤磐市	勢力	中村	85				0	県	
213	048-002	C	赤磐市	勢力	勢力下				4	0	県	
213	048-003	A	赤磐市	勢力	牛岩	69				0	県	
213	048-004	C	赤磐市	勢力				9		0	県	
213	049-001	A	赤磐市	千躰	日面		20			0	県	
213	050-001	B	赤磐市	惣分	奥ノ谷		16			0	県	
213	050-002	B	赤磐市	惣分	岩神		25			0	県	
213	050-003	B	赤磐市	惣分	岩神奥		21			0	県	
213	050-004	B	赤磐市	惣分	岩神上		14			0	県	
213	050-005	C	赤磐市	惣分				7		0	県	
213	051-001	B	赤磐市	多賀	出屋		11			0	県	
213	053-001	C	赤磐市	滝山	三軒屋				1	0	県	
213	053-002	B	赤磐市	滝山	焼松		17			0	県	
213	053-003	B	赤磐市	滝山	戸屋		45			0	県	
213	053-004	C	赤磐市	滝山	河見谷				1	0	県	
213	053-005	C	赤磐市	滝山				9		0	県	
213	053-006	A	赤磐市	滝山			24			0	県	
213	057-001	B	赤磐市	斗有	東殿坊山	74				0	県	
213	057-002	B	赤磐市	斗有	唐臼	54				0	県	
213	057-003	B	赤磐市	斗有	殿坊山中	53				0	県	
213	057-004	B	赤磐市	斗有	東殿坊山中		31			0		
213	057-005	B	赤磐市	斗有	東殿坊山	53				0	市	
213	060-001	C	赤磐市	殿谷	赤尾山					0	県	
213	060-002	B	赤磐市	殿谷		52				0	県	
213	066-001	B	赤磐市	西軽部	正谷		35			0	県	
213	066-003	B	赤磐市	西軽部	カネイバ		25			0	県	
213	066-004	B	赤磐市	西軽部	小谷			8		0		
213	066-005	C	赤磐市	西軽部	大谷口				4	0		
213	069-001	B	赤磐市	西中	大谷川			8		0	県	
213	069-002	A	赤磐市	西中	梅谷			8		0	県	
213	072-001	B	赤磐市	仁堀東	仁堀東		41			0	県	

資 1-7 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号		危険地区 の危険度	位置			公共施設等						備考
市町村	地区		市町村	大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
213	072-002	C	赤磐市	仁堀東	仁堀上				3	0	県	
213	074-001	C	赤磐市	野間	植田					0	県	
213	074-002	C	赤磐市	野間						0	市	
213	075-001	A	赤磐市	稗田	片屋	139				0	市	
213	076-001	C	赤磐市	東軽部	箱谷				3	0	市	
213	081-001	B	赤磐市	福田	高田橋		16			0	県	
213	081-002	B	赤磐市	福田	院金山		33			0	県	
213	081-003	C	赤磐市	福田	伺山			5		0	県	
213	081-004	B	赤磐市	福田	向山下		21			0	県	
213	081-005	C	赤磐市	福田	尾林			9		0	県	
213	083-001	B	赤磐市	穂崎	新池	121				0	県	
213	084-001	B	赤磐市	町苺田	真光寺	72				0	県	
213	084-002	B	赤磐市	町苺田	役場上		40			0	県	
213	086-001	A	赤磐市	馬屋	奥上池	122				1	県	
213	088-001	B	赤磐市	南佐古田	高屋		21			0	市	
213	088-002	B	赤磐市	南佐古田	高屋北		21			0	市	
213	088-003	B	赤磐市	南佐古田	日吉		11			0	市	
213	088-004	B	赤磐市	南佐古田	堂風呂		10			0	県	
213	091-001	B	赤磐市	山口	下山口		41			0	県	
213	091-002	C	赤磐市	山口	八ツ塚			6		0	県	
213	091-003	C	赤磐市	山口	横掛け			5		0	県	
213	091-004	B	赤磐市	山口	堂構		37			0	県	
213	093-001	C	赤磐市	由津里	由津里下			7		0	県	
213	093-002	B	赤磐市	由津里	桑池坂西	93				0	県	
213	093-003	B	赤磐市	由津里	平の木西		15			0	市	
213	093-004	B	赤磐市	由津里	平の木東		30			0	市	
213	093-005	B	赤磐市	由津里	槇ヶ嶋		12			0	市	
213	093-006	C	赤磐市	由津里	久保奥				3	0	県	
213	093-007	B	赤磐市	由津里	由津里坂		38			0		
213	093-008	C	赤磐市	由津里	平木				1	0	市	
213	094-001	A	赤磐市	吉原	畑西		21			0	市	
213	094-002	B	赤磐市	吉原	畑		43			0	市	
213	095-001	A	赤磐市	和田	山奥池		43			0	市	
213	095-002	A	赤磐市	和田	熊野神社上	53				0	市	
計	116地区											

## 2 消防に関する資料

### 2-1 消防団の所属及び階級別定数

階級 所属	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
消防団本部	1	2	4	44	0	1	55	107
山陽方面隊			8	5	27	27	226	293
赤坂方面隊			6	3	20	28	152	209
熊山方面隊			7	4	23	34	187	264
吉井方面隊			8	5	18	33	190	254
計	1	2	33	61	88	123	809	1,117

## 2-2 市消防団保有の消防力

(令和5年1月1日現在)

区分 地域別	消 防 団					消 防 水 利									
	分団数	団員数	ポンプ保有台数			計 A+B +C	消火栓			防火水そうB				井戸C	
			消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ※		小計A	公設	私設	100m <sup>3</sup> 以上	60~100m <sup>3</sup> 未満	40~60m <sup>3</sup> 未満	20~40m <sup>3</sup> 未満		
団本部	1	98	4	1											
山陽地域 (山陽方面隊)	5	249		27		649	545	545					61	43	
赤坂地域 (赤坂方面隊)	3	176	2	18		286	246	246				2	16	22	
熊山地域 (熊山方面隊)	4	225		18	5	439	338	338					93	8	
吉井地域 (吉井方面隊)	5	178	1	17	1	534	372	372			1		73	88	
合計	22	926	7	81	6	1,908	1,501	1,501			1	2	243	161	

## 2-3 市消防本部の消防ポンプ自動車等の保有状況

(令和5年1月1日現在)

車両区分 所属	指令車	指揮車	化学車	タンク車	ポンプ車	救助工作車	資搬機材車	多目的車	救急車	査察車	広報車	人員搬送車	連絡車	二輪車	通指 報導 訓練車	防災活動車	合計
本 部		1								1	1	1	1			1	6
本 署		1	1		3	1	1		3				1	1			12
東出張所				1	1		1		1					1			5
北出張所					1		1	1	1					1			5
合 計		2	1	1	5	1	3	1	5	1	1	1	2	3		1	28

## 2-4 化学消火剤等の備蓄状況

(令和5年1月1日現在)

所 有 名	オイルフェンス (m)	油吸着材 (枚)	化学消火剤原液 (リットル)	油処理剤 (kg)
赤磐市消防本部 (赤磐市防火協会)	(20)	(300)	1,200	220

## 3 避難に関する資料

### 3-1 指定避難所及び指定緊急避難場所

避難所の立地条件について

◆浸水想定区域

- ・区域内…想定浸水深 (m)

◆土砂災害警戒区域等

- ・警戒区域(土石流)…警(土) ・警戒区域(急傾斜)…警(急) ・警戒区域(地すべり)…警(地)
- ・特別警戒区域(土石流)…特(土) ・特別警戒区域(急傾斜)…特(急) ・特別警戒区域(地すべり)…特(地)

#### 山陽地域

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
馬屋多目的集会所	○	○	警(土)	馬屋745	086-229-3229
和田多目的集会所	×	○	特(土)警(土)	和田81-1	086-955-0933
岩田公会堂	○	○	○	岩田123-1	086-955-0934
穂崎コミュニティハウス	○	○	警(土)	穂崎594-1	086-229-3239
長尾コミュニティハウス	○	0.5m	警(地)	長尾449	
立川コミュニティハウス	○	0.5~1.0m	○	立川616-1	086-955-3514
河本コミュニティハウス	○	0.5m	○	河本948-5	086-955-2715
下市コミュニティハウス	○	0.5m	○	下市126-2	
熊崎コミュニティハウス	○	1.0~2.0m	○	熊崎317-1	086-955-5332
南方コミュニティハウス	○	○	警(土・地)	南方526-1	086-955-2717
斎富多目的集会所	×	○	警(地)	斎富52-2	086-955-0935
沼田コミュニティハウス	○	○	○	沼田890-8	086-955-0936
中島多目的集会所	○	○	警(急)	中島193-2	086-955-0937
日古木集会所	○	○	○	日古木736-2	
二井コミュニティハウス	○	○	○	二井230-1	
高屋集会所	○	○	警(急)	高屋239-1	086-955-0938
上市コミュニティハウス	○	0.5~1.0m	○	上市292、293、 296、297	086-955-7493
正崎コミュニティハウス	○	0.5~1.0m	○	正崎692-2	086-955-8605
五日市公会堂	○	0.5~1.0m	○	五日市335	
尾谷公会堂	○	0.5m	○	尾谷376-3	
津崎コミュニティハウス	○	○	○	津崎615-4	
神田多目的集会所	×	○	○	神田722	086-955-0939
鴨前コミュニティハウス	○	○	警(土)	鴨前652-2	
西中コミュニティハウス	○	○	○	西中1173-4	086-955-0944
下仁保コミュニティハウス	○	○	○	下仁保1556	086-955-0945

資 3-1 避難所

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
西山団地コミュニティハウス	○	○	○	下仁保192-38	086-955-0455
上仁保コミュニティハウス	○	○	警(土)	上仁保304-1	086-955-0946
斗有コミュニティハウス	○	○	○	斗有804-2	086-955-0947
山陽1丁目集会所	○	○	○	山陽1-11-46	
山陽2丁目集会所	○	○	○	山陽2-358-2	086-955-1425
山陽3丁目集会所	○	○	○	山陽3-101-2	086-955-1561
山陽4丁目集会所	○	○	○	山陽4-147	086-955-0809
山陽5丁目集会所	○	○	○	山陽5-1	086-956-1259
山陽6丁目集会所	×	○	○	山陽6-4	086-955-7174
山陽7丁目集会所	×	○	○	山陽7-1-1	086-955-7198
桜が丘西1丁目集会所	○	○	○	桜が丘西1-22-6	
桜が丘西2丁目集会所	○	○	○	桜が丘西2-21-2	
桜が丘西3丁目集会所	×	○	○	桜が丘西3-29	086-955-5689
桜が丘西4丁目集会所	○	○	○	桜が丘西4-21	086-955-2714
桜が丘西5丁目集会所	○	○	○	桜が丘西5-25	086-955-3515
桜が丘西6丁目集会所	○	○	○	桜が丘西6-18-13	086-955-1515
桜が丘西7丁目集会所	○	○	○	桜が丘西7-11-27	086-955-7183
桜が丘西8丁目集会所	○	○	○	桜が丘西8-33-2	086-955-4011
桜が丘西9丁目集会所	○	○	○	桜が丘西9-26	
桜が丘西10丁目集会所	○	○	○	桜が丘西10-16-15	086-955-5911
高月公民館	○	○	○	穂崎848-1	086-229-9777
山陽児童館	×	○	警(土)	和田12-2	086-229-3949
鳥中やまびこ教室	○	○	○	尾谷882	086-956-0170
山陽幼稚園	○	○	○	高屋434	086-955-0309
山陽小学校	○	0.5~1.0m	○	上市123	086-955-0049
高陽中学校	○	○	○	上市51	086-955-0004
中央公民館	×	1.0~2.0m	○	下市337	086-955-0069
山陽ふれあい公園	○	○	○	正崎1368	086-955-4432
西山公民館	○	○	○	西中220-1	086-955-0777
山陽公民館	○	○	○	山陽1-10	086-955-9777
山陽西幼稚園	○	○	○	山陽3-10	086-955-8787
山陽西小学校	○	○	○	山陽3-1	086-955-2002
ひかり幼稚園	○	○	○	桜が丘西3-30	086-955-3811
山陽東小学校	○	○	○	桜が丘西3-30	086-955-1911
山陽北小学校	○	○	○	桜が丘西8-23	086-955-2858
桜が丘中学校	○	○	○	桜が丘西5-12	086-955-3211
山陽北幼稚園	○	○	○	桜が丘西9-13-1	086-955-8155
西山グラウンド	○	○	○	西中215	
桜が丘運動場	○	○	○	桜が丘西9-27	

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
桜が丘野球場	○	○	○	桜が丘西9-27	

赤坂地域

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
赤坂健康管理センター	○	○	警(土)	町荻田514	086-957-2049
赤坂体育センター	○	○	警(土)	町荻田492	086-957-2211
石相小学校	○	○	○	町荻田64	086-957-3026
赤坂中学校	○	○	警(土)	町荻田425-1	086-957-3014
赤坂公民館	×	○	警(土)	町荻田507	086-957-2211
軽部小学校	○	○	○	今井100	086-957-3002
笹岡小学校	○	○	○	惣分7	086-957-2621
町荻田コミュニティハウス	×	0.5~1.0m	○	町荻田733	086-957-3259
大荻田コミュニティハウス	○	○	○	大荻田71-2	
東窪田多目的研修集会所	×	0.5m	○	東窪田105-1	
西窪田多目的研修集会所	×	0.5~1.0m	○	西窪田433-4	
由津里公民館	×	○	警(土)	由津里2250	086-957-2100
山口コミュニティハウス	○	○	警(土)	山口516-1	086-957-4522
西軽部公民館	×	○	警(急)	西軽部1230-3	
東軽部公民館	○	○	○	東軽部135-3	
南佐古田公民館	○	○	○	南佐古田804-4	
北佐古田公会堂	×	○	○	北佐古田666	
今井公民館	○	○	○	今井1357-1	
多賀公民館	○	○	○	多賀1220-3	
出屋公民館	○	○	○	多賀805-3	
小原多目的研修集会所	×	○	○	小原519	
奥小原公会堂	×	○	警(土)	小原893-2	
小原上公会堂	×	○	警(土・急)	小原1675-2	086-957-4638
坂辺公民館	○	○	警(土)	坂辺504-9	
下分公会堂	×	○	○	惣分249-4	
惣分公会堂	×	○	警(急)	惣分741-1	
大屋公会堂	○	○	○	大屋148-2	
大屋下公会堂	×	○	○	大屋887	
山手公会堂	×	○	○	山手757-2	
笹岡公民館	○	○	○	坂辺9	086-957-2214
大屋集会所	×	○	○	大屋717-3	

熊山地域

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
熊山老人憩いの家	×	○	特(急)	可真上1729-1	086-995-8699
熊山英国庭園	×	○	警(土)特(急)	殿谷170-11	086-995-9300
豊田小学校	○	2.0~5.0m	○	松木569	086-995-0015
磐梨中学校	○	○	○	沢原149	086-995-0004
磐梨小学校	○	○	○	沢原55-1	086-995-0031
熊山公民館	×	2.0~5.0m	○	松木623	086-995-1360
いわなし幼稚園	○	○	○	沢原357	086-995-0551
桜が丘幼稚園	○	○	○	桜が丘東6-6-692	086-995-1275
桜が丘小学校	○	○	○	桜が丘東6-6-693	086-995-0035
桜が丘いきいき交流センター	○	○	○	桜が丘東5-5-391	086-995-9321
岡山白陵中学校・高等学校	○	○	警(土)	勢力588	086-995-1255
熊山武道館	○	○	○	沢原356-1	
国民健康保険熊山保健福祉総合センター	○	2.0~5.0m	○	松木636-1	086-995-1293
くまやまふれあいセンター	○	2.0~5.0m	○	松木621-1	086-995-2215
熊山運動公園野球場	○	○	○	沢原41	
熊山運動公園多目的広場	○	○	○	沢原57	
熊山運動公園テニスコート	○	○	○	沢原1304-1	
酌田公民館	○	○	○	酌田700-4	
岡転作研修・加工施設	○	○	特(急)	岡842	086-995-2204
グリーンタウン殿谷集会所	○	○	○	殿谷1139-230	
殿谷集会所	×	○	○	殿谷490-3	086-995-0469
佐古公会堂	○	○	○	佐古687	
石蓮寺多目的共同利用施設	○	○	○	石蓮寺675-5	
稗田公会堂	○	○	警(土)	稗田283-3	086-995-0537
野間公民館	×	○	○	野間290	
桜が丘東1丁目集会所	○	○	○	桜が丘東1-1-856	
桜が丘東2丁目集会所	○	○	○	桜が丘東2-2-638	
桜が丘東3丁目集会所	○	○	○	桜が丘東3-3-371	
桜が丘東4丁目集会所	×	○	○	桜が丘東4-4-640	
桜が丘東5丁目集会所	○	○	○	桜が丘東5-5-388	
桜が丘東6丁目集会所	○	○	○	桜が丘東6-6-629	086-995-1381
弥上公民館	○	○	○	弥上884-1	
可真上集会所	×	○	○	可真上1688	
可真下公会堂	×	○	警(土)	可真下1039	
可真下南公民館	×	○	警(土)	可真下1791-1	

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
可真下1支部公民館	×	○	警(土)	可真下442-1	
沢原公会堂	○	0.5m	警(土)	沢原1115-2	
松木公民館	×	2.0~5.0m	警(土)	松木353	
円光寺公民館	×	2.0~5.0m	警(土)	円光寺246	086-995-0491
栄町公民館	○	2.0~5.0m	○	松木520-3	
東円光寺公民館	○	2.0~5.0m	警(急・土)	円光寺392	
畑公民館	×	2.0~5.0m	警(土)	吉原854	
吉原公会堂	×	2.0~5.0m	○	吉原71-2	
河田原公会堂	○	2.0~5.0m	○	河田原318-3	
釣井公民館	×	2.0~5.0m	○	釣井285-1	
小瀬木転作研修・加工施設	○	2.0~5.0m	○	小瀬木238-7	086-995-2311
徳富公会堂	×	2.0~5.0m	警(土)	徳富234-9	
勢力生活改善センター	×	2.0~5.0m	警(土)	勢力309-1	086-995-2567
千躰生活改善センター	×	1.0~2.0m	警(土・急)	千躰545	086-995-2635
奥吉原生活改善センター	×	○	○	奥吉原478-1	

### 吉井地域

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
河原屋コミュニティハウス	○	○	警(土)	河原屋992	
草生コミュニティハウス	×	1.0~2.0m	警(土)	草生387	086-954-2153
吉井中学校	○	0.5m	○	周匝161	086-954-0204
城南小学校	○	○	警(土)	黒本129	086-954-0700
吉井会館	○	○	○	周匝136-1	086-954-1111
是里多目的集会施設	○	○	○	是里3121-1	086-954-2231
戸屋多目的集会施設	○	○	警(土・急)	滝山127	
山方研修センター	○	○	警(土)	黒本2103	086-954-1693
黒本コミュニティハウス	×	○	○	黒本518-1	086-954-0826
黒沢集落センター	×	○	警(土)	黒沢1178	
中山公会堂	×	○	○	中山204-2	
高田転作促進研修施設	○	○	特(土)	稲蒔197-1	
佐伯北保育園	○	○	○	塩木6-1	086-954-2181
佐伯北研修センター	○	○	警(土)	光木505	086-954-2690
仁軒屋コミュニティハウス	×	○	特(急)	石1307-4	
石構造改善センター	○	○	○	石780-1	
八島田コミュニティハウス	×	○	○	八島田805-1	
暮田多目的集会施設	×	○	○	暮田349-1	

指定避難所名	指定緊急避難場所			住所	連絡先
	地震 〔昭和56年6月 以降建築〕	水害 〔浸水想定区域 外〕	土砂災害 〔土砂災害警 戒区域等 外〕		
戸津野公会堂	×	○	○	戸津野797	
中勢実公会堂	×	○	地すべり	中勢実680-2	
竜天天文台	○	○	○	中勢実2978-3	086-958-2321
塩木構造改善センター	○	○	警(急)	塩木577-3	
平山コミュニティハウス	×	○	○	平山1168-4	
仁堀東区民館	○	○	警(土)	仁堀東507	
仁美小学校	○	○	警(土)	仁堀中888	086-958-2115
仁美保育園	×	○	○	仁堀中855	086-958-2255
仁美農村振興センター	○	○	○	仁堀中1684-1	086-958-2150
仁堀中コミュニティハウス	×	○	○	仁堀中1681-3	
仁堀西コミュニティハウス	×	○	○	仁堀西569-1	086-958-2040
合田集落センター	×	○	○	合田1828-2	
中畑集落センター	×	○	警(土)	中畑1882-2	
石上集会所	×	○	○	石上1737-2	
布都美林間学校	○	○	警(土)	小鎌1868-1	086-954-2565
小鎌中多目的集会施設	×	○	○	小鎌1272-2	086-958-2565
小鎌上コミュニティハウス	×	○	○	小鎌414-2	
西勢実集会所	×	○	○	西勢実622-2	
布都美研修センター	×	○	○	広戸415	086-958-2351
是里西作業所	○	○	○	是里3874-3	
物理集会所	×	○	○	是里629-1	
滝山公会堂	×	○	警(土)	滝山1048-1	
先谷集落センター	×	○	○	黒沢1838-2	
周匝コミュニティハウス	○	1.0~2.0m	○	周匝1462	
中村集会所	×	2.0~5.0m	○	周匝866-4	
周匝会館	○	1.0~2.0m	○	周匝1392	086-954-1399
福田会館	○	2.0~5.0m	○	福田530-1	086-954-1095
稲蒔コミュニティハウス	×	1.0~2.0m	○	稲蒔631	
竜天くつし夢の里会館	○	○	○	戸津野284-1	
信集会所	×	○	警(急)	広戸683	
赤磐市吉井B&G海洋センター	○	○	○	草生1	086-954-2323

### 3-2 地区指定緊急避難場所

避難場所名	住所
黒住教東雲教会所	松木736
吉原コミュニティハウス	吉原621-2
佐古集会所	佐古697
宮ノ峠コミュニティハウス	佐古
さくらんぼ保育園	桜が丘東2丁目2-809

### 3-3 福祉避難所

#### 福祉避難所指定一覧

番号	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	高月公民館	赤磐市穂崎848-1	086-229-9777	
2	中央公民館	赤磐市下市337	086-955-0069	
3	山陽ふれあい公園	赤磐市正崎1368	086-955-4432	
4	西山公民館	赤磐市西中220-1	086-955-0777	
5	山陽公民館	赤磐市山陽1-10	086-955-9777	
6	赤坂公民館	赤磐市町苅田507	086-957-2211	
7	笹岡公民館	赤磐市坂辺9	086-957-2214	
8	熊山老人憩いの家	赤磐市可真上1729	086-995-0155	
9	桜が丘いきいき交流センター	赤磐市桜が丘東5-5-391	086-995-9321	
10	国民健康保険熊山保健福祉総合センター	赤磐市松木636-1	086-995-1293	
11	くまやまふれあいセンター	赤磐市松木621-1	086-995-2215	
12	吉井会館	赤磐市周匝136-1	086-954-1111	

#### 協定締結先一覧

番号	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	特別養護老人ホーム 山陽寿荘	桜が丘西9-1-1	086-955-6655	
2	特別養護老人ホーム 桃香の里	熊崎276-1	086-955-9775	
3	特別養護老人ホーム 広虫荘	沢原1395	086-995-1221	
4	特別養護老人ホーム パインスクエア	稲蒔1222	086-954-0123	
5	特別養護老人ホーム 吉井川荘	久米郡美咲町吉ヶ原838	0868-62-1277	
6	特別養護老人ホーム まごころの里 赤磐	西軽部1244-1	086-957-4848	
7	老人保健施設 ひかり苑	長尾161	086-956-0815	
8	山陽総合福祉センター	河本778-1	086-955-8777	
9	山陽老人福祉センターみのり荘	下市574-2	086-955-3732	
10	特別養護老人ホーム さくら木	河本488-1	086-955-2223	

### 3-4 要配慮者関連施設

施設種別		施設の名称	所在地	連絡先	浸水 想定 区域内	土砂災 害警戒 区域内	備考
障害者 福祉	生活介護	山陽デイサービスセンター	河本778-1	086-955-8811			
		ワークス太陽の家	西中229-1	086-955-8884			
		閑谷ワークセンター・あかいわ	桜が丘西3丁目21-14	086-958-5315			
		つるの里デイサービスセンター	桜が丘西9丁目17-17	086-956-5177			
		春の家デイサービスセンター	町苅田517-1	086-957-4837		○	
		デイセンターなずな赤磐	町苅田27	086-957-3880			
		あんだんて	東窪田86-1	086-957-3350			
	短期入所（ショートステイ）	輪家	町苅田27	086-957-3380			
	就労継続支援（A型）	ドリーム・プラネットあかいわ	東窪田89-3	070-6528-4920			
		らしく赤磐	下市107	086-976-4727			
	就労継続支援（B型）	ワークス太陽の家	西中229-1	086-955-8884			
		わかたけ作業所	町苅田217	086-957-4690			
		作業処しあわせの家	可真下341-2	086-956-3180		○	
		つつじ作業所	周匝99-1	086-954-1838			
	共同生活援助 （グループホーム）	グループホームスプリング カムカム	熊崎193-1	086-954-4433			
		桜が丘東グループホームLei One	桜が丘東5丁目5-322	086-954-4105			
		グループホームビルド	松木633-1	086-995-1188	○		
		ビルド女性棟	小瀬木249	080-6345-3099			
地域活動支援センター	ももっこ作業所	河本778-1 山陽総合福祉センター内	086-955-0858				
	和みの郷やがみ	弥上625	086-995-1795				
老人福祉	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	さくら木	河本488-1	086-955-2223	○		
		桃香の里	熊崎276-1	086-955-9775	○		
		山陽寿荘	桜が丘西9丁目1-1	086-955-6655			
		まごころの里赤磐	西軽部1244-1	086-957-4848			
		広虫荘	沢原1395	086-995-1221		○	
		パインスクエア	稲蒔1222	086-954-0123	○	○	
	介護老人保健施設	ひかり苑	長尾161	086-956-0815			
	介護療養型医療施設	赤磐医師会病院	下市187-1	086-955-6688	○		
	軽費老人ホーム （ケアハウス）	ケアハウスあかいわ	日古木33-3	086-956-1300			
		ケアハウスローズガーデン	塩木10-1	086-954-2000		○	
	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームあかいわの丘	日古木785-1	086-956-5001			
		コモンライフ彩	松木481-1	086-995-3880	○		
		花あかりの家	桜が丘西9-30-1	086-956-0077			
		ワインの里式番館	西軽部1260	086-957-3456			
	サービス付き 高齢者向け住宅	ルミエール桜が丘	桜が丘西5丁目11-8	086-955-5923			
		エルダーホーム	松木633-1	086-995-3322	○		
	通所介護	アルフィック山陽	岩田57-1	086-955-5270			
		デイサービス亀池荘	穂崎888-4	086-229-9300	○		
		デイサービスセンターさくら木	河本488-1	086-955-4180	○		
		山陽デイサービスセンター	河本778-1	086-955-8811			
		生活リハビリセンターあかいわの郷我が家	河本1029-3	086-958-5522	○		
		デイサービスセンターくすのき	河本1143	086-955-9980	○		
		桃香デイサービスセンター	熊崎276-1	086-955-9775	○		
あかいわデイサービスセンターさくら		日古木33-1	086-956-0555				
山陽多聞荘デイサービスセンター		山陽1丁目6-3	086-958-5511				
デイサービスルミエール桜が丘		桜が丘西5丁目11-8	086-955-5923				
デイサービス寿荘	桜が丘西9丁目1-1	086-958-3366					

資 3-4 要配慮者関連施設

施設種別	施設の名称	所在地	連絡先	浸水	土砂災	備考	
				想定 区域内	害警戒 区域内		
	つるの里デイサービスセンター	桜が丘西9丁目17-17	086-956-5177				
	春の家デイサービスセンター	町荊田517-1	086-957-4837		○		
	デイサービスセンター長尚苑	町荊田920	086-957-2111	○			
	越宗医院デイサービスセンター	西窪田523-1	086-957-3232				
	デイサービスセンターひろむし	沢原1395	086-995-9552		○		
	たけのこの家	桜が丘東4丁目4-467	086-995-9678				
	ねむの木デイサービスホーム	周匝985-10	086-954-2777	○			
	赤磐市あかまつ荘	塩木11	086-954-0077		○		
	通所リハビリテーション	さくら整形クリニック通所リハビリテーション	桜が丘東4-4-471	086-958-5105			
	生活支援ハウス	高齢者生活福祉ホームつつじ荘	塩木11	086-954-2000		○	
	老人福祉センター	山陽老人福祉センター(みのり荘)	下市574-2	086-955-3732			
	認知症共同生活 (グループホーム)	グループホームあかいわ	日古木33-3	086-956-1306			
		グループホーム桃の里	下仁保100	086-955-5899			
		グループホームあさひ	多賀1225-1	086-957-2050		○	
		グループホームひなた	殿谷32-1	086-995-0165		○	
		グループホーム和楽の家 吉井	黒本178-15	086-954-0511		○	
	小規模多機能型居宅 介護	両宮の里	穂崎888-4	086-229-9300	○		
		ベリーズホーム天神の森	西窪田67	086-958-5225			
		小規模多機能型居宅介護キバラ	松木633-1	086-995-1252	○		
	児童福祉	児童養護施設	天心寮	町荊田25	086-957-2010		
		児童発達支援	赤磐ぐんぐん	和田194-1	086-955-6758		
ぐんぐんぴっぴ			立川444-1	086-955-6758	○		
もみじの家			桜が丘西10-2-16	086-958-5571			
むすび桜が丘			桜が丘東1-1311-4	086-956-2511			
いちばんぼし			町荊田27	086-957-3880			
		ことのはフレンズ	桜が丘西10-29-9	086-956-3761			
放課後等デイサービス		ぐんぐんキッズ	和田194-1	086-955-6758			
		おひさま山陽事業所	山陽3-2-9	086-958-5443			
		放課後等ディサービスこぶしの家	桜が丘西10丁目2-16	086-958-5601			
		こぶしの家	桜が丘西10-2-16	086-958-5601			
		あんずの家	桜が丘東6-6-704	086-958-5506			
		さわやか愛の家あかいわ館	桜が丘東4-4-252	086-995-2888			
		なついろGRIT	山陽3-2-9	086-958-5443			
おひさま赤坂事業所		東窪田93-1	086-956-3380				
福祉型児童発達支援 センター		あかいわ児童発達支援センターもみじの家	桜が丘西10丁目2-16	086-958-5571			
保育所		周匝保育園	周匝1549	086-954-1133			
		佐伯北保育園	塩木6-1	086-954-2181		○	
		仁美保育園	仁堀中855	086-958-2255			
		山陽国分寺保育園	穂崎780-1	086-229-2811			
		山陽いろは保育園	下市411	086-955-0355	○		
		山陽桜保育園	山陽4丁目12	086-955-0773			
		さんこう保育園	西中220-15	086-955-3517			
		清風いろは保育園	桜が丘西6丁目10-21	086-955-3131			
		桜が丘地域保育センター	桜が丘西8丁目15-2	086-955-5161			
		さくらんぼ保育園	桜が丘東2丁目2-809	086-995-9071			
		さくらが丘保育園	桜が丘東6丁目6-704	086-995-0104			
		とよた保育園	松木549	086-995-0244	○		
認定こども園		赤坂ひまわりこども園	町荊田518	086-957-2004		○	
		いちようの森こども園	桜が丘東3丁目3-496	086-956-2022			
		あすなるこども園	桜が丘西3-14-19	086-955-5665			
児童厚生施設	山陽児童館	和田12-2	086-229-3949		○		
医療施設	病院	赤磐医師会病院	下市187-1	086-955-6688	○		
		熊山診療所	松木621-4	086-995-1251			

施設種別		施設の名称	所在地	連絡先	浸水 想定 区域内	土砂災 害警戒 区域内	備考
公立学校	幼稚園	佐伯北診療所	塩木14	086-954-2032			
		山陽幼稚園	高屋434	086-955-0309			
		山陽西幼稚園	山陽3丁目10	086-955-8787			
		ひかり幼稚園	桜が丘西3丁目30	086-955-3811			
		山陽北幼稚園	桜が丘西9丁目13-1	086-955-8155			
		いわなし幼稚園	沢原357	086-995-0551			
		桜が丘幼稚園	桜が丘東6丁目6-692	086-995-1275			
	小学校	山陽小学校	上市123	086-955-0049	○		
		山陽西小学校	山陽3丁目1	086-955-2002			
		山陽東小学校	桜が丘西3丁目30	086-955-1911			
		山陽北小学校	桜が丘西8丁目23	086-955-2858			
		石相小学校	町苅田64	086-957-3026			
		軽部小学校	今井100	086-957-3002			
		笹岡小学校	惣分7	086-957-2621			
		豊田小学校	松木569	086-995-0015	○		
磐梨小学校	沢原55-1	086-995-0031					
公立学校	小学校	桜が丘小学校	桜が丘東6丁目6-693	086-995-0035			
		城南小学校	黒本129	086-954-0700			
		仁美小学校	仁堀中888	086-958-2115			
	中学校	高陽中学校	上市51	086-955-0004			
		桜が丘中学校	桜が丘西5丁目12	086-955-3211			
		赤坂中学校	町苅田425-1	086-957-3014		○	
		磐梨中学校	沢原149	086-995-0004			
吉井中学校	周匝161	086-954-0204	○				
私立学校	中学校	岡山白陵中学校	勢力588	086-995-1255		○	
	高等学校	岡山白陵高等学校	勢力588	086-995-1255		○	

## 3-5 岡山県避難情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 岡山県避難情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者は別に定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、岡山県危機管理課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が必要があると認めるときに開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難情報の内容
- (2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難情報の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、岡山県危機管理課に事務局を置く。

(付則)

この規約は、平成17年9月20日から実施する。

この規約は、平成22年4月1日から実施する。

この規約は、令和3年9月1日から実施する。

別表

岡山県避難情報伝達連絡会構成機関

機関名	備考
日本放送協会岡山放送局	
R S K山陽放送株式会社	
岡山放送株式会社	
テレビせとうち株式会社	
岡山エフエム放送株式会社	
西日本放送株式会社	
株式会社瀬戸内海放送	
岡山市	
倉敷市	
津山市	
玉野市	
笠岡市	
井原市	
総社市	
高梁市	
新見市	
備前市	
瀬戸内市	
赤磐市	
真庭市	
美作市	
浅口市	
和気町	
早島町	
里庄町	
矢掛町	
新庄村	
鏡野町	
勝央町	
奈義町	
西粟倉村	
久米南町	
美咲町	
吉備中央町	
岡山県危機管理課	
岡山県備前県民局	
岡山県備中県民局	
岡山県美作県民局	
総務省中国総合通信局	オブザーバー

## 3-6 避難情報の伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、岡山県避難情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難情報の伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報(以下「情報」とする。)は次のとおりとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

- ① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第56条第2項に基づき市町村長が行う高齢者等避難の発令
- ② 法第60条第1項に基づき市町村長が行う避難指示の発令
- ③ 法第60条第3項に基づき市町村長が行う緊急安全確保の発令

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の解除

- ① 法第60条第5項に基づき市町村長が行う避難指示及び緊急安全確保の解除
- ② 上記①に準じて行う高齢者等避難の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の解除
- (3) 発表時間
- (4) 対象地区
- (5) 避難先(指定されている場合)

(伝達手段)

第4条 情報はLアラートにより伝達することを原則とする。ただし、Lアラートに障害等がある場合は、別紙で定めた様式でFAXにより伝達し、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

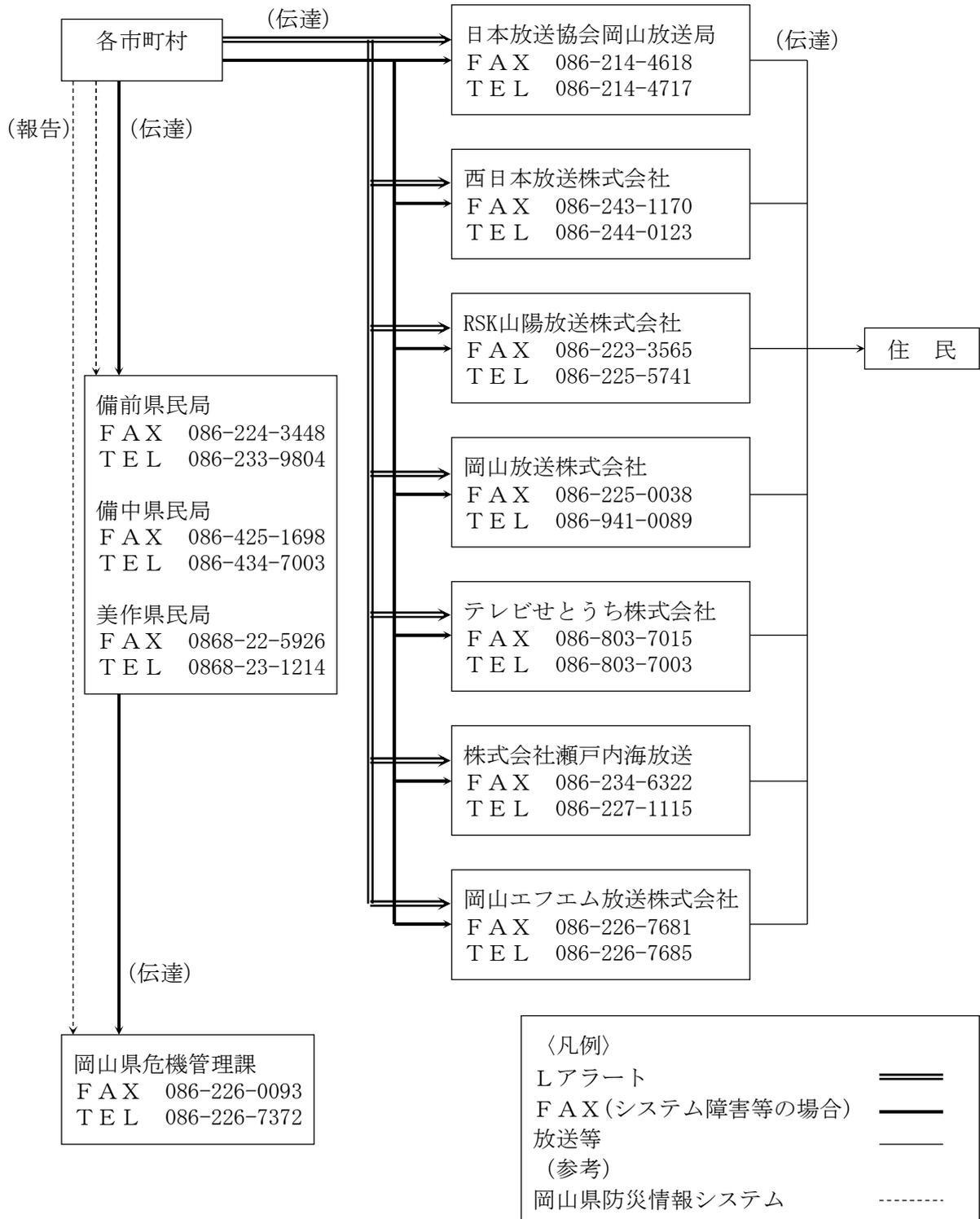
(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村から情報を受信した場合は住民に伝達するため、自主的な判断により放送することに努めることとする。

別紙 情報伝達系統図



様式〔略（様式11-1参照）〕

## 4 医療救護に関する資料

### 4-1 市内の病院

(令和4年10月1日現在)

病 院 名 〈経営主体〉	患者収容定員						種別	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
	一般	療養	地域 包括 ケア	回復 期ハ ビリテ- ション	感染 症	計					
赤磐医師会病院 〈(公)赤磐医師会〉	103	44	48	50		245	一般 救急	709-0816	赤磐市下市 187-1	086-955-6688	内、外、整、 放、泌、循、 神内、腎内、 リ

## 5 輸送に関する資料

### 5-1 ヘリポート適地

番号	名 称	所 在 地	管理者
1	桜が丘運動場	桜が丘西9-27	教育委員会スポーツ振興課
2	赤坂ファミリー公園	今井67-1	赤坂支所産業建設課
3	千躰野球場（吉井川左岸河川敷）	千躰303番地先	岡山河川事務所吉井川上流出張所
4	釣井野球場（吉井川右岸河川敷）	釣井621-1	岡山河川事務所吉井川上流出張所
5	熊山運動公園野球場	沢原41-1	教育委員会熊山公民館
6	草生多目的広場	草生921-1	吉井B & G海洋センター
7	ドイツの森	仁堀中2006	岡山農業公園ドイツの森
8	赤磐市ヘリポート （山陽浄化センター）	立川373-1	赤磐市上下水道課
9	瀬戸P・Aヘリポート	岡山市東区瀬戸町保木	西日本高速道路(株)中国支社
10	キャットアイ吉井工場	福田668	(株)キャットアイ吉井工場
11	赤磐市消防本部	津崎114	赤磐市消防本部
12	山陽ゴルフ 第2駐車場	平山428	山陽ゴルフ倶楽部
13	山陽ゴルフ 18番ホール	平山428	山陽ゴルフ倶楽部
14	赤坂カントリー 9番ホール	坂辺1366	赤坂カントリークラブ
15	周匝河川公園	周匝1247-2	備前県民局東備地域事務所

## 6 食料・飲料水・生活必需品に関する資料

### 6-1 応急給水用資機材等

(令和2年1月1日現在)

応急給水用資機材						容量	合計
給水タンク		給水袋		その他		輸送用	給水袋
容量(リットル)	数量	容量(リットル)	数量	規格	数量		
300	2	6	1,000			600	6,000
500	3					1,500	
2,000	1					2,000	

### 6-2 流通在庫備蓄協定先

企業名	所在地	T E L	品目
マックスバリュ西日本(株)マルナカ山陽店	下市133	086-955-8600	食料品
イズミ山陽店	下市473	086-955-2525	食料品
ハッピーズ山陽店	沼田1282-1	086-955-7030	食料品
コープ山陽	下市277-1	086-955-9668	食料品
ナンバ(株)山陽店	高屋421-1	086-955-4911	日用品
タイム山陽店	上市180-1	086-955-3411	日用品
ハッピーズ赤坂店	町苧田809-1	086-957-3454	食料品
赤坂ストアー	町苧田291	086-957-2087	食料品
コメリハード&グリーン赤坂店	東窪田357	086-957-9351	日用品
マックスバリュ桜が丘店	桜が丘東5-5-279	086-995-9717	食料品
Aコープ岡山(株)熊山店	松木480-3	086-995-1281	食料品
コメリハード&グリーン熊山店	円光寺26-1	086-995-9823	日用品
ハッピーマート吉井店	周匝714-1	086-954-2555	食料品
ジュンテンドー吉井店	周匝733-1	086-954-9011	日用品
ディスカウントドラッグコスモス赤磐店	沼田826-25	086-955-9770	日用品
ディスカウントドラッグコスモス桜が丘店	桜が丘東5丁目5-320	086-995-9595	日用品
ホームプラザナフコ赤磐店	町苧田1025-1	086-957-9221	日用品
ザグザグ町苧田店	町苧田940-1	086-957-3863	日用品
ゴダイドラッグ桜が丘店	桜が丘東5丁目5-279	086-995-9161	日用品
ゴダイドラッグ周匝店	周匝711-1	086-954-2611	日用品

### 6-3 県・市町村目標備蓄量

令和3年4月1日現在

市町村名	目標備蓄量								目標備蓄量(感染症対策資材)				
	食料(食)	粉ミルク又は液体ミルク(kg)	毛布(枚)	生理用品(枚)	乳児・小児用おむつ(枚)	大人用おむつ(枚)	携帯(簡易)トイレ(排便収納袋)(回分)	トイレットペーパー(巻)	マスク(枚)	簡易ベッド(台)	体温計(個)	パーテーション(枚)	
南海トラフ地震に係る岡山県物資調達量計(①+②+③)	1,403,900	470	58,730	31,270	23,330	5,400	897,200	24,000	996,500	4,400	1,200	4,400	
岡山県	県備蓄①	375,100	128	15,695	8,350	6,240	1,465	239,645	6,425	266,000	1,175	319	1,175
	非推進地域からの調達1/2②	93,000	32	3,895	2,070	1,540	355	59,415	1,575	66,000	292	80	292
推進地域	岡山市	409,200	137	17,120	9,110	6,800	1,570	261,530	7,000	290,500	1,283	350	1,283
	倉敷市	274,200	92	11,470	6,110	4,560	1,050	175,260	4,690	194,700	859	234	859
	玉野市	37,200	12	1,560	830	620	140	23,800	640	26,400	117	32	117
	笠岡市	31,300	10	1,310	700	520	120	19,990	530	22,200	98	27	98
	井原市	25,300	8	1,060	560	420	100	16,190	430	18,000	79	22	79
	総社市	38,200	13	1,600	850	630	150	24,400	650	27,100	120	33	120
	備前市	21,800	7	910	490	360	80	13,950	370	15,500	68	19	68
	瀬戸内市	21,800	7	910	490	360	80	13,950	370	15,500	68	19	68
	赤磐市	25,100	8	1,050	560	420	100	16,020	430	17,800	79	21	79
	浅口市	20,800	7	870	460	350	80	13,310	360	14,800	65	18	65
	和気町	8,900	3	370	200	150	30	5,660	150	6,300	28	8	28
	早島町	7,000	2	290	160	120	30	4,500	120	5,000	22	6	22
	里庄町	6,300	2	260	140	100	20	4,020	110	4,500	20	5	20
	矢掛町	8,700	3	360	190	140	30	5,560	150	6,200	27	7	27
計③	935,800	311	39,140	20,850	15,550	3,580	598,140	16,000	664,500	2,933	801	2,933	
非推進地域	津山市	61,600	21	2,580	1,370	1,020	240	39,360	1,050	43,700	193	53	193
	高梁市	20,200	7	840	450	340	80	12,890	340	14,300	63	17	63
	新見市	19,500	7	820	440	320	80	12,480	330	13,900	61	17	61
	真庭市	28,200		1,180	630	470	110	18,050	480	20,000	89	24	89
	美作市	17,600	6	740	390	290	70	11,240	300	12,500	55	15	55
	新庄村	600		20	10	10		350	10	400	2		2
	鏡野町	7,800	3	330	170	130	30	5,010	130	5,600	25	7	25
	勝央町	6,500	2	270	140	110	20	4,130	110	4,600	20	6	20
	奈義町	3,500	1	150	80	60	10	2,240	60	2,500	11	3	11
	西粟倉村	900		40	20	10		560	10	600	3	1	3
	久米南町	3,100	1	130	70	50	10	1,950	50	2,200	10	3	10
	美咲町	9,000	3	380	200	150	30	5,770	150	6,400	28	8	28
	吉備中央町	7,500	3	310	170	120	30	4,800	130	5,300	24	6	24
	計	186,000	63	7,790	4,140	3,080	710	118,830	3,150	132,000	584	160	584

(注1)推進地域. 南海トラフ地震防災対策推進地域のこと。岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町。

(注2)県の備蓄には非推進地域からの調達を含める。

(注3)飲料水については、国の想定で、既存の給水車等による供給及び緊急用貯水槽による供給により対応することとなっているため目標備蓄量を定めていない。

(注4)※液体ミルクは、粉ミルク140gあたり1リットルで算定する。

## 7 気象に関する資料

### 7-1 予報及び警報等の種類と基準等

#### 1 気象注意報の種類及び発表基準

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるために発表するものである。

注意報の種類	概要及び発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表1のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表1のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが北部山地25cm、北部平地・高梁市・吉備中央町10cm、南部（高梁市・吉備中央町除く）5cm以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10 cm以上、山地で30cm 以上で、気温が-1℃から3℃になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が2℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、次の条件に該当する場合である。 岡山地方気象台において最低気温が-3℃以下になると予想される場合

## 2 気象警報の種類及び発表基準

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。

警報の種類	概要及び発表基準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表1のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表1のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが各市町村の基準 以上になると予想される場合 12時間の降雪の深さが北部山地45cm、北部平地・高梁市・吉備中央町25cm、南部（高梁市・吉備中央町除く）10cm以上になると予想される場合
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

### 3 気象特別警報の種類及び発表基準

気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

別表1 警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在  
発表官署 岡山地方気象台

赤警市	府県予報区		岡山県	
	一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		東備地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	126
	洪水		流域雨量指数基準	砂川流域=14.8
			複合基準 <sup>*1</sup>	吉井川流域=(8, 36.4)、砂川流域=(6, 13.3)
			指定河川洪水予報による基準	吉井川 [津瀬]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	102
	洪水		流域雨量指数基準	砂川流域=11.8
			複合基準 <sup>*1</sup>	吉井川流域=(6, 32.8)、砂川流域=(6, 10.2)
			指定河川洪水予報による基準	吉井川 [津瀬]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度60%	
	なだれ		①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨 <sup>*2</sup>	
	低温		最低気温 -3℃以下 <sup>*3</sup>	
霜		4月以降の晩霜 最低気温2℃以下		
着雪		24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

#### 4 火災警報

市町村長が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

火災警報発令基準〔市町村条例で地域の実状に応じ規定〕

区分	気 象 状 況 の 基 準	
1	実効湿度	65%以下
	最小湿度	40%以下
	最大風速	7 mを超える
2	平均風速	10m/s 以上又は10m以上となる見込みのとき

## 7-2 雨量観測所

### 1 県関係雨量観測所

観測所名	位 置			設 置 場 所	水系	所属	観測人氏名	通報連絡方法	種 別
	郡市	町村	大字						
周匝	赤磐		周匝	周匝観測所	吉井川	岡山県	県民局職員		テレメーター (国土交通省俵受)
岡	赤磐		岡	市有地(消防機庫横)	吉井川	岡山県	県民局職員		砂防関係テレメーター
仁堀	赤磐		仁堀中	赤磐市仁堀出張所	旭川	岡山県	県民局職員		砂防関係テレメーター
西軽部	赤磐		町苅田	赤磐市赤坂支所	旭川 (砂川)	岡山県	県民局職員		テレメーター
滝山	赤磐		滝山	滝山ダム管理事務所	吉井川 (滝山川)	岡山県	赤磐市役所職員		自記

### 2 岡山地方気象台関係雨量観測所

観測所名	位 置			設 置 場 所	水系	所属	管理者氏名	通報連絡方法	種 別
	郡市	町村	大字						
赤磐	赤磐		黒本	城南小学校	吉井川	気象台	岡山地方気象台	オンライン	地域雨量観測所

### 3 岡山河川事務所関係雨量観測所

観測所名	略号	位 置			設 置 場 所	水系 (河川名)	所 属	通報連絡方法	種 別
		郡市	町村	大字					
周匝	スソ	赤磐		周匝		吉井川	国土交通省	テレメーター	テレメーター
赤坂		赤磐		町苅田		旭川 (砂川)	〃	〃	〃

## 7-3 水位観測所

### 1 県関係水位観測所

水系		観測所名	位置			水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	電報 符号	観測者	備考
本流	支流		郡市	町村	大字								
吉井川	吉井川	周匝	赤磐		周匝	2.50	3.50	3.70	6.20	40.671	スサイ	県民局職員	水防警報・水位周知 テレメーター (国土交通省傍受)
吉井川	吉井川	塚角	久米	美咲	塚角	2.40	4.10	4.20	5.90	64.962		県民局職員	水防警報・水位周知 テレメーター
旭川	砂川	正崎	赤磐		正崎	2.00	2.50	2.50	3.00	14.600		県民局職員	水防警報・水位周知 テレメーター

### 2 県関係ダム貯水位観測所

水系		観測所名	位置			水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	零点 標高	電報 符号	観測者	備考
本流	支流		郡市	町村	大字						
吉井川	滝山川	滝山	赤磐		滝山					赤磐市役所職員	自記

### 3 岡山河川事務所所管水位観測所

水系	河川 事務所	観測所	位置			水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	観測者	備考
			郡市	町村	大字							
吉井川	岡山	津瀬	和気	和気	津瀬	5.00	6.40	8.50	9.60	28.932	—	水防警報・洪水予報 テレメーター
吉井川	岡山	河田原	赤磐		河田原					10.418	—	テレメーター
吉井川	岡山	周匝	赤磐		周匝					40.671	—	テレメーター

## 8 災害救助法に関する資料

### 8-1 災害救助法による救助の種類

	救 助 の 種 類	救 助 期 間
1	避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2	応急仮設住宅の供与	完成の日から最長2年（建築基準法85条） 着工期間：災害発生の日から20日以内着工
3	炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4	飲料水の供給	〃
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6	医 療	災害発生の日から14日以内
7	助 産	分べんした日から7日以内
8	被災者の救出	災害発生の日から3日（72時間）以内
9	被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1カ月以内
10	学用品の給与	災害発生の日から1カ月又は15日以内
11	埋 葬	災害発生の日から10日以内
12	死体の捜索	〃
13	死体の処理	〃
14	住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃

## 8-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和4年4月1日現在

種 別	対 象	救助期間	支 出 経 費	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	災害発生の日から7日以内	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

種 別	対 象	救助期間	支 出 経 費	備 考
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	(建設型応急住宅) 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		災害の発生の日から速やかに借上げ、提供	(賃貸型応急住宅) 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり 1,180円以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。  (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月から3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

種 別	対 象	救助期間	支 出 経 費	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	災害発生の日か ら14日以内	1 救護班・・・使用した薬 剤、治療材料、医療器具破 損等の実費 2 病院又は診療所・・・国 民健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流産 を含み現に助産を要する 状態にある者)	分べんした日か ら7日以内	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行 料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命及び身体が 危険な状態にある者 2 生死不明の状態にあ る者	災害発生の日か ら3日以内	当該地域における通常の実 費	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ずる 程度の損傷を受け、自 らの資力により応急修 理をすることができな い者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	災害発生の日か ら3ヵ月以内 (災害対策基本法 第23条の3第1項に 規定する特定災害 対策本部、同法第 24条第1項に規定 する非常災害対策 本部又は同法第28 条の2第1項に規定 する緊急災害対策 本部が設置された 災害にあつては、6 ヵ月以内)	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しく は半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、 半壊(焼)又は床上浸水に より学用品を喪失又は毀 損等により使用すること ができず、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒、義務教育学校生徒及び 高等学校等生徒	災害発生の日か ら (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。

種 別	対 象	救助期間	支 出 経 費	備 考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	災害発生の日から10日以内	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 死体の一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 懸案、救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常の実費	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常の実費	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

種 別	対 象	救助期間	支 出 経 費	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務手当</li> <li>2 賃金職員等雇上費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）</li> <li>5 使用料及び賃借料</li> <li>6 通信運搬費</li> <li>7 委託費</li> </ol>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> </div>				

# 9 協 定

## 協定一覧

令和3年12月13日現在

番号	協定名称	協定締結先	締結日	概要
1	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社	H17.9.2	災害時協力
2	災害応急対策に関する協定	赤磐市建設業協会	H18.6.30	被災者救出、社会基盤の応急復旧
3	災害応急対策に関する協定	赤磐管工事組合	H18.9.21	社会基盤の応急復旧
4	アマチュア無線による災害時応援協定	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 岡山県支部	H18.10.19	災害広報（情報収集、伝達）
5	覚書（岡山白陵中学校・高等学校の避難所としての指定について）	学校法人 三木学園（岡山白陵中学校・高等学校）	H18.12.25	施設の避難所利用
6	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社リックコーポレーション（ホームセンタータイム山陽店）	H20.1.16	物資供給
7	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合おかやまコープ	H20.1.17	物資供給
8	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ハッピーマート（ハピッシュ山陽店、ハッピーマート赤坂・吉井店）	H20.1.21	物資供給
9	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ナンバ	H20.1.29	物資供給
10	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ジュンテンドー	H20.3.26	物資供給
11	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社タカハラ（赤坂ストアー）	H20.3.26	物資供給
12	岡山県下消防相互応援協定	岡山県下市町村及び消防の一部事務組合	H20.3.31	消防相互の応援
13	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社Aコープ中国	H20.4.1	物資供給
14	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H20.4.1	物資供給
15	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	岡山県（消防防災ヘリコプター）	H21.8.27	緊急輸送
16	災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局（岡山河川事務所）	H23.7.8	情報交換
17	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イズミ（イズミ山陽店）	H24.8.22	物資供給
18	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 山陽国分寺福社会（特別養護老人ホーム 山陽寿荘）	H24.10.9	福祉避難所
19	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 旭水会（特別養護老人ホーム 桃香の里）	H24.10.9	福祉避難所
20	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 広虫荘（特別養護老人ホーム 広虫荘）	H24.10.9	福祉避難所
21	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 江原恵明会（特別養護老人ホーム パインスクエア）	H24.10.9	福祉避難所

番号	協定名称	協定締結先	締結日	概要
22	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	柵原吉井特別養護老人ホーム組合(特別養護老人ホーム 吉井川荘)	H24. 10. 9	福祉避難所
23	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	医療法人 睦会(老人保健施設ひかり苑)	H24. 10. 9	福祉避難所
24	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会(山陽総合福祉センター)	H24. 10. 9	福祉避難所
25	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	極東リース株式会社	H25. 3. 1	仮設資機材賃借
26	災害医療救護活動に関する協定	公益社団法人 赤磐医師会	H25. 3. 1	災害医療救護活動
27	災害時における自動販売機内在庫商品提供に関する協定	ナショナル・バンディング株式会社	H25. 5. 22	物資供給(自動販売機)
28	災害時における自動販売機内在庫商品提供に関する協定	株式会社ビバックス	H25. 5. 22	物資供給(自動販売機)
29	災害時におけるし尿収集車両等の提供に関する協力協定	キョクトウ有限会社	H25. 6. 24	し尿収集車両供給
30	災害医療救護活動に関する協定	一般社団法人 赤磐歯科医師会	H25. 6. 27	災害医療救護活動
31	災害医療救護活動に関する協定	一般社団法人 岡山県薬剤師会東備支部	H25. 7. 11	災害医療救護活動
32	災害時におけるボランティア活動に関する協定	赤磐市社会福祉協議会	H25. 7. 11	ボランティアセンターの設置・運営
33	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社コスモス薬品	H25. 11. 21	物資供給
34	災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	Search & Rescue Dog Kibi. auf	H26. 1. 22	救助支援
35	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	ホームプラザナフコ赤磐店	H26. 1. 24	物資供給
36	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ザグザグ	H26. 2. 12	物資供給
37	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会(山陽老人センターみのり荘)	H26. 3. 27	福祉避難所
38	災害時における資機材調達に関する協定	株式会社レンタルのニッケン岡山営業所	H26. 3. 27	仮設資機材賃借
39	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	桜が丘東2丁目町内会、社会福祉法人岡山こども協会	H26. 3. 30	施設の当該地区民への緊急一時避難所利用
40	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	岡山県LPガス協会 赤磐支部	H26. 4. 15	LPガス等供給
41	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	岡山県及び県下全市町村	H26. 7. 4	市相互の応援
42	災害時における行政書士業務相談に関する協定	岡山県行政書士会	H26. 8. 8	無料相談所設置
43	災害時における人的支援の協力に関する協定	公益社団法人 岡山県柔道整復師会	H26. 8. 21	負傷者への柔道整復術での対応
44	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 岡山支店	H27. 1. 21	非常用電話の設置・利用
45	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	医療法人睦会、長尾区	H27. 2. 6	施設の緊急一時避難所利用

資 9 協定

番号	協定名称	協定締結先	締結日	概要
46	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人岡山県測量設計業協会、中国地質調査業協会岡山県支部	H27. 5. 18	被災状況調査、災害復旧に関する測量設計
47	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	赤磐市社会福祉協議会（みのり荘）、下市区	H28. 1. 4	施設の緊急一時避難所利用
48	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 優風会（特別養護老人ホーム さくら木）	H28. 2. 3	福祉避難所
49	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	ゴダイ株式会社	H28. 2. 15	物資供給
50	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H28. 2. 19	物資供給
51	災害時における資機材調達に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 中国支部 岡山地区部会	H28. 4. 6	資機材供給
52	災害時における自動販売機内在庫商品提供に関する協定	株式会社スギノ	H28. 5. 26	物資供給（自動販売機）
53	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	岡山ダイハツ販売株式会社・長尾区	H28. 11. 1	施設の当該地区民への緊急一時避難所利用
54	災害時における法律相談業務に関する協定	岡山弁護士会	H28. 12. 14	被災者等を対象とした法律相談の実施
55	赤磐市と認定特定非営利活動法人AMD Aとの連携協力に関する協定	認定特定非営利活動法人AMD A	H28. 12. 21	被災者支援を図るために必要な事項及び人材育成の協力に関する内容
56	岡山県赤磐警察署に避難行動要支援者名簿情報提供についての協定	岡山県赤磐警察署	H29. 1. 11	避難行動要支援者の名簿情報の提供について
57	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	下市区、公益社団法人赤磐医師会	H29. 2. 7	施設の当該地区民への緊急一時避難所利用
58	災害時における緊急一時避難所としての施設使用に関する協定	株式会社さくら祭典、下市区	H29. 3. 8	施設の当該地区民への緊急一時避難所利用
59	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29. 5. 25	物資供給
60	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 赤磐支部	H29. 6. 23	物資供給
61	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	株式会社イズミ、下市区	H30. 9. 1	施設の当該地区民への緊急一時避難所利用
62	災害時における自動販売機内在庫商品提供に関する協定	ヒカリエンタープライズ株式会社	H30. 3. 23	物資供給（自動販売機）
63	災害時における赤磐市と日本郵便株式会社赤磐市内等の郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社赤磐市内等の郵便局、赤磐市	H30. 12. 14	被災者情報の相互提供、郵便業務に係る災害特別事務取扱等
64	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	岡山県建設労働組合 赤磐支部	R1. 7. 31	災害救助法適用時の被災住宅の応急修理
65	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	生活協同組合おかやまコープ、下市区	R1. 10. 25	施設の当該地区民への緊急一時避難場所利用

資 9 協定

番号	協定名称	協定締結先	締結日	概要
66	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	マックスバリュウ西日本(株) マルナカ山陽店、下市区	R1. 10. 25	施設の当該地区民への緊急一時避難場所利用
67	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	社会福祉法人さくら、西軽部区	H32. 1. 27	施設の当該地区民への緊急一時避難場所利用
68	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	明光観光開発有限会社、西軽部区	H32. 1. 27	施設の当該地区民への緊急一時避難場所利用
69	災害時における石油燃料の確保に関する協定書	岡山県石油商業組合赤磐支部(消防本部警防課が締結)	H32. 8. 20	燃料の優先供給
70	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H32. 10. 23	災害情報の提供
71	災害時における無人航空機による支援活動に関する協定書	特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン	H32. 12. 11	被災情報の収集及び地図への反映・提供
72	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人 まごころ(まごころの里 赤磐)	H33. 1. 20	福祉避難所
73	災害時における応急対策資材の調達に関する協定	萩原工業株式会社	H33. 1. 20	資機材の供給
74	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	東京建物リゾート株式会社(赤坂カントリークラブ)	H33. 1. 25	緊急一時避難所開設・利用
75	災害時における支援協力に関する協定	大和ハウス工業株式会社 岡山工場	H33. 1. 25	資機材の供給
76	災害時における土地家屋調査士相談業務に関する協定	岡山県土地家屋調査士会	H33. 1. 29	災害時に被災住民に対する生活再建支援相談
77	災害時における応急対策活動に関する協定	岡山県瓦工事協同組合	H33. 2. 8	災害救助法適用時の被災住宅の応急修理
78	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	山陽ゴルフ倶楽部	H33. 2. 17	緊急一時避難所開設・利用
79	福島県浪江町との地域活性化包括連携協定	福島県浪江町	H33. 3. 8	大規模災害発生時における相互支援
80	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	マックスバリュウ西日本株式会社	H33. 7. 30	物資供給(山陽マルナカ、マックスバリュウ桜が丘)
81	災害時における資機材調達に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	H33. 12. 18	資機材の供給

## 10 条 例

### 10-1 赤磐市防災会議条例 (平成17年3月7日 条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、赤磐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 赤磐市地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(費用弁償)

第4条 委員の費用弁償は、赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例（平成17年赤磐市条例第44号）の定めるところにより支給する。

（専門委員）

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第90号）

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに任命される赤磐市防災会議の委員の任期は、改正後の赤磐市防災会議条例第3条第5項第7号の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 10-2 赤磐市防災会議条例施行規則（平成17年3月7日 規則第25号）

平成17年3月7日

規則第25号

改正 平成24年4月1日規則第24号

令和2年8月12日規則第33号

（趣旨）

第1条 この規則は、赤磐市防災会議条例（平成17年赤磐市条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 赤磐市防災会議（以下「防災会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（定足数）

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委員の代理者）

第4条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を防災会議に出席させることができる。

（会議の議決）

第5条 防災会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

（専決処分）

第6条 会長において防災会議を招集するいとまがないと認めるときは、会長は、防災会議で処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告し、承認を得なければならない。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、総務部くらし安全課において行う。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月12日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 10-3 赤磐市災害対策本部条例 (平成17年3月7日 条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、赤磐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 10-4 赤磐市災害対策本部規則 (平成17年3月7日 規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、赤磐市災害対策本部条例（平成17年赤磐市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるときは、条例の定めるところにより赤磐市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条の規定により本部に部及び班を置く。

(副本部長)

第5条 災害対策副本部長は、両副市長、教育委員会教育長をもって充てる。

(部長、班長及び部員の職責)

第6条 部長は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

- 2 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 3 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第7条 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し協議する。

(防災活動)

第8条 火災、水災、震災、風災その他災害防御活動は、その必要と認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき活動を開始する。

(救助活動)

第9条 救助活動は、現に応急救助を必要とする場合に開始する。

(本部の廃止)

第10条 本部長は、予想される災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(部員の心構え)

第11条 部長、班長及び部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のある場合には、諸般の情勢に注意するとともに事態が急迫したと認めるときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第12条 各部及び各班は、非常災害の場合、適宜の措置を講ずることができるように常に調査研究し、緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の責務)

第13条 各部及び各班は、本部の任務が円滑に遂行できるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年10月5日規則第316号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成19年1月22日規則第5号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第55号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月7日規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 11 通信に関する資料

## 11-1 市防災行政無線設備

### 固定系

	名 称	設 置 場 所
親 局	ぼうさい あかいわし	赤磐市役所内
中継局	ぼうさい あかいわし とつの ぼうさい あかいわし おおもりやま	赤磐市戸津野地内 赤磐市可真下地内
再送信子局	ぼうさい のぶ ぼうさい しろやま	赤磐市広戸地内 赤磐市周匝地内
遠隔制御器	4台	赤磐市赤坂支所内 赤磐市熊山支所内 赤磐市吉井支所内 赤磐市消防本部内
屋外拡声子局	158局	山陽地域77、赤坂地域55、 熊山地域16、吉井地域13
有線端末子局	51局	山陽地域22、赤坂地域29
戸別受信機		熊山地域、吉井地域、市内災害時 要援護者施設ほか

### MCA無線機

設 置 場 所	台 数 (台)
赤磐市役所内	4
赤磐市赤坂支所内	3
赤磐市熊山支所内	6
赤磐市吉井支所内	7
消防本部内	1
桜が丘いきいき交流センター内	1
山陽ふれあい公園	1



# 樣式編



# 1 被害状況報告に関する様式

1-1(1) (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	令和 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
市町村名	
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日	午前 時 分	午後 時 分	
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	半 壊	棟
		不明者	人	軽傷者	人		大規模半壊	棟	準半壊	棟
							中規模半壊	棟	準半壊 に至らない	棟
							県の対応			
災害対策本部の設置状況		月 日 午前・午後 時 分設置								
応急対策の状況	○避難の指示等の発令						県の対応			
	避難指示の日時 : 月 日 午前・午後 時 分									
	対象地区等 :									
	対象人員 : 世帯 人									
○避難所の設置状況										
開設避難所名 :										
○活動状況及び県に対する要請										
○その他										

1-1(2)

災害発生状況等 (即報・確定報告)

市町村名					区 分			被 害			
災 害 名	災害名		第	報		田	流出・埋没	ha			
	冠			水			ha				
確 定 年 月 日	( 月 日 時現在)		畑	流出・埋没	ha						
	冠			水		ha					
報 告 者 名					文 教 施 設			箇所			
区 分			被 害		病 院			箇所			
人 的 被 害	死 者		人		そ	道 路			箇所		
	行 方 不 明 者		人			橋 り よ う			箇所		
	負 傷 者	重 傷		人			河 川			箇所	
		軽 傷		人			港 湾			箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟		の	砂 防			箇所		
			世帯			清 掃 施 設			箇所		
			人			崖 く ず れ			箇所		
	大 規 模 半 壊		棟			他	鉄 道 不 通			箇所	
			世帯				被 害 船 舶 隻				
			人				水 道 戸				
	中 規 模 半 壊		棟				電 話 回 線				
			世帯				電 気 戸				
			人				ガ ス 戸				
	半 壊		棟				ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所	
			世帯				り 災 世 帯 数			世帯	
			人				り 災 者 数			人	
準 半 壊		棟		火 災 発 生	建 物 件						
		世帯			危 険 物 件						
		人			そ の 他 件						
非 住 家	公 共 建 物		棟								
	そ の 他		棟								

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	道府県							
公立文教施設	千円							市 町 村			
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数	団体										
備 考	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	計 団体							
	林業被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
	その他	千円		消防職員出動延人数	人						
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人							
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊への派遣要請、出動の状況</li> </ul>											

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部破損)	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

様 (注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
その他	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	

様 (注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
電 気	電	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況	市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。	
避難指示の状況	災害対策基本法第60条に基づき、避難指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。	



1-3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間		時 分		
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難情報の種別 及び日 時	世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			高齢※、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			高齢、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所		収容人数		実施機関
					重傷	軽傷	

※高齢：高齢者等避難

1-4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 貯水池・ため池等 ウ 砂防 エ 治山 オ 道路 カ 鉄軌道 キ 電信電話 ク 電力 ケ ガス コ 水道 サ その他 ( )		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参考事項		

1-5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名： )

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

1-6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

林 野 火 災 即 報 第 報 令 和 年 月 日 時 分 現 在

送 り 先	岡山県消防防災課 fax086-225-4659 岡山市消防局 消防情報通信センター fax086-231-2011 その他 本部 市町村		即 い ず れ か に 由○	・焼損面積1ha以上 ・消防隊が進入困難な地域で消防ヘリでの消火が必要 ・火勢・地形・気象等の状況から急激な拡大を予測 ・離島で火災発生 ・人命救助の必要性、住宅等への延焼の危険がある ・焼損面積10ha以上	発 信 元	消 防 本 部 (非常備町) 名					
	連絡責任者 職 氏 名										
	連絡 方法	電 話 ファクシミリ									
火 災 の 状 況	出火場所	(地図添付)		消 火 活 動	出動人員	消防職員	人	消防団員	人	その他	人
	出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分	(鎮圧日時) 月 日 時 分		機 材 等	常備消防	ポンプ車	台・小 型	台・その他	台	
		月 日 時 分	鎮火日時 月 日 時 分			消防団	ポンプ車	台・小 型	台・その他	台	
	焼損面積	ha ( 時 分現在)		計	ポンプ車	台・小 型	台・その他	台			
※現在の火勢状況				応 援 の 必 要 性	現場指揮本部長の判断 ( 日 時 分現在)						
					消防ヘリコプターの応援 (該当に○)				受援中		
現 場 指 揮 本 部	設 置 時 間	日 時 分		死 傷 者 等	他本部・他市町村 (消防団) の応援 (該当に○)						
	設 置 場 所				・現有消防力で鎮圧可				受援中		
	本 部 長 名				・未定						
	連 絡 方 法	・消防無線 ( ) ・携帯電話 (TEL ) ・直通電話 (TEL )			・要請の可能性有						
後 方 支 援 本 部	設 置 時 間	日 時 分		死 傷 者 等	死 者 名						
	設 置 場 所				負傷者 名						
	本 部 長 名										
	連 絡 方 法	・消防無線 ( ) ・携帯電話 (TEL ) ・直通電話 (TEL )									

1-8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
		エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
		キ 保健施設	ケ その他 ( )	
発 生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被害施設名			
	管 理 者	(電話 )		
	被害程度 (概要)			
	人的被害			
	応急対策の 状況			
	復旧見込			
	被 害 額 (千円)			
そ の 他 参考事項				

## 2 自衛隊災害派遣要請に関する様式

2-1

年 月 日
知 事 あて
市町村名
自衛隊の災害派遣要請要求について
災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を要請します。
記
1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
(2) 災害派遣を要請する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 連絡場所及び連絡職員
(3) 活動内容（避難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

注：用紙の大きさは、A4とする。

2-2

年 月 日
知 事 へ
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

## 3 救援物資の要請に関する様式

3-1

	第		号																									
	令和	年	月																									
岡山県知事	殿		日																									
		市町村長名	印																									
<p>救援物資の調達要請について</p> <p>災害救助に必要な物資の調達について、次のとおり要請します。</p> <p style="margin-top: 20px;">記</p> <p>1 食料品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 請 期 間</th> <th style="width: 25%;">人数分 (1日当たり)</th> <th style="width: 30%;">食料品の希望条件等</th> <th style="width: 20%;">搬入希望場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">                     月 日                      ~ 月 日まで                      ( 日間分)                 </td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他の救援物資</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 請 期 間</th> <th style="width: 25%;">要 請 品 目</th> <th style="width: 30%;">要 請 数 量 (1日当たり)</th> <th style="width: 20%;">搬入希望場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">                     月 日                      ~ 月 日まで                      ( 日間分)                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 搬入希望場所は別添位置図のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当者職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属課係名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">連絡先</td> <td style="text-align: center;">電 話</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">携帯等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E-mail</td> </tr> </table>				要 請 期 間	人数分 (1日当たり)	食料品の希望条件等	搬入希望場所	月 日 ~ 月 日まで ( 日間分)	人			要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量 (1日当たり)	搬入希望場所	月 日 ~ 月 日まで ( 日間分)				担当者職・氏名		所属課係名		連絡先	電 話	携帯等	F A X	E-mail
要 請 期 間	人数分 (1日当たり)	食料品の希望条件等	搬入希望場所																									
月 日 ~ 月 日まで ( 日間分)	人																											
要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量 (1日当たり)	搬入希望場所																									
月 日 ~ 月 日まで ( 日間分)																												
担当者職・氏名																												
所属課係名																												
連絡先	電 話																											
	携帯等																											
	F A X																											
	E-mail																											

(「大規模災害時における救援物資要請マニュアル」より)

## 4 避難所運営に関する様式

4-1

避難所収容台帳

赤磐市 避難所

責任者 認 印	月 日	収容 人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品名	数量		
①						
計						

(注) (1) 収容人員欄は当日の最高収容人員を記入し、人員の増減経過は記事欄に記入しておく。  
 (2) 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。







# 5 救助活動に関する様式

5-1

## 救 助 日 報

報告機関				受信機関									
発信者				受信者									
報告時間		月	日	時	現在		発受時間	月	日	時	分		
避難所開設	開設期間	開設日時		日	時	被 服 需 品 給 生 活 与	県よりの受入又は前日よりの繰越量				点		
		閉鎖予定日		月	日		本日	全減失世帯数			( 世帯) 点		
	既存建物	個所数					カ所	支給	半失、床上浸水世帯数			( 世帯) 点	
		収容人員					人		翌日への繰越量				点
野外仮設	個所数				カ所	医 療 班	医療班出動数				班		
	収容人員				人		救助地区						
炊出し	炊出期間	開始年月		月	日		者数	診療	医療			人	
		終了予定日		月	日			助産					人
炊出し	炊出個所数				カ所	医 療 機 関	医療	施設数			カ所		
	炊出人員	朝			人		診療	人員			人		
		昼			人		助産	施設数			カ所		
		夕			人			診療	人員			人	
計				人	救助終了予定月日				月	日			
給水	供給地区数				地区	災 害 救 出	救出地区						
	供給実人員				人		救出した人員				人		
	供給水量				m <sup>3</sup>		今後救出を要する人員				人		
	給水開始月日				月		日	救出終了予定月日				月	日
	期間終了予定日				月		日	救出の方法					
	給水方法												

学用品支給	県より受入れ又は前日より繰越量点		死体の処理	死亡原因別人員		
	本日支給	小学生		全失世帯 (人) 点	死体	死体洗浄 体
				半失(床上浸水)世帯 (人) 点	処理	死体縫合 体
	中学生	全失世帯 (人) 点		死体消毒 体		
		半失(床上浸水)世帯 (人) 点		死体	既存建物利用 カ所	
翌日への繰越量		点	保存	仮設建物 カ所		
埋葬救助	前日までの埋葬		死体の処理	死体処理機関		
	本日埋葬	大人		体	今後死体処理を要する死体	
		小人		体	死体処理終了予定月日	
		計	体	障害物除去を要する戸数		
	翌日以降の要埋葬数		障害物の除去	本日除去した戸数		
	埋葬終了予定月日	月 日		今後除去を要する戸数		
搜索地区		障害物除去の終了予定月日				
死体の搜索	搜索を要する死体	体	輸送	公用車使用		
	本日発見死体	体		借用車使用		
	今後の要搜索死体	体		救助の種類		
	搜索の方法					
仮設住宅	搜索終了予定月日	月 日	人夫	人夫雇上数		
	着工月日	(戸) 月 日		従事作業		
	竣工月日	(戸) 月 日		その他		
住宅修理	着工月日	(戸) 月 日	備考			
	竣工月日	(戸) 月 日				



## 委任状

年 月 日

赤磐市長 様

私は、 番地 を

代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

罹災証明書又は罹災届出証明書の申請及び受領に関する一切の権限

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

6-2

り 災 者 台 帳

番 号	第 号	世帯人員					
		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
罹災区分	全壊(焼)・流失、						
	半壊(焼)、						
	床下浸水、床上浸水						
罹災者住所							
罹災者氏名(世帯主)							
職業							
災害の原因							
罹災年月日							
罹災場所							
罹災状況	住宅						
	その他の家屋						
	家財						
	生命						
	その他						
備考							

(注)

- (1) 罹災者住所、職業、氏名欄の氏名は世帯主名を記載
- (2) 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載



6-3

(表 面)

第 号 <b>罹 災 証 明 書</b>						
世帯主氏名					世帯数	
住 所						
罹災程度	災 害 の 原 因					
	罹 災 年 月 日 時		年 月 日			
	罹 災 場 所					
	住 家	自 家 借 家	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない、床上浸水、床下浸水			
家 財	滅失、流失、き損 分の1以上					
そ の 他						
罹 災 世 帯 の 構 成 員	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	学 年	摘 要
	備 考					

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

赤磐市長



- (注) (1) 罹災状況の「住家」と「家財」は該当事項に「○」印を付する。  
 (2) 死亡者等は摘要欄に、その旨を記載すること。



6-4

様式第3号（第5条関係）

第 \_\_\_\_\_ 号

罹 災 届 出 書

年 月 日

赤磐市長 様

(罹災者) 住 所  
氏 名  
電 話  
(代理人) 住 所  
氏 名  
電 話

Ⓜ  
  
Ⓜ

下記のとおり、罹災したことを届出します。

記

罹 災 年 月 日	年 月 日					
罹 災 場 所	赤磐市					
罹災世帯の構成員	氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名	続柄
罹 災 原 因						
罹災家屋等形態	1. 戸建住宅 2. 共同住宅 3. 寮 4. 作業場 5. 店舗兼用住宅 6. 店舗（店舗名 _____） 7. その他（ _____）					
建 物 使 途 等	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅（ _____）		<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者（所有者氏名 _____） <input type="checkbox"/> 貸家 家主			
罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物が（床上・床下）浸水 <input type="checkbox"/> 建物が（倒壊・一部倒壊） <input type="checkbox"/> 建物が傾斜 <input type="checkbox"/> 建物が流出 <input type="checkbox"/> 建物の一部が破壊 <input type="checkbox"/> 家財が（滅失・流出・き損 分の1以上） <input type="checkbox"/> その他（ _____）					
証明書の使用目的						

.....

罹 災 届 出 証 明 書

※上記のとおり、罹災届出があったことを証明します。

年 月 日

赤磐市長



【備考欄】
-------

# 受 領 書

罹災証明書・罹災届出証明書 \_\_\_\_\_枚、  
正に受領しました。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

## 7 災害応急米穀に関する様式

7-1

		年	月	日
岡山県知事	殿			
		市長名		印
災害応急米購入報告書				
月	日の	による災害応急米を下記のとおり購入したので報告します。		
記				
1	罹災者等給食用	延		人
2	米穀類販売業者別購入数量			
	米穀類販売業者名			購入数量

7-2

		年	月	日
岡山県知事	殿			
		市長名		印
応急用米穀引受報告書				
月	日の	による災害に際し、政府から引渡しを受けた米穀について、下記のとおり報告します。		
記				
1	類別等級別数量			
2	引渡しを受けた倉庫名及び所在地			
3	引渡しを受けた者の職氏名			
4	倉庫責任者職氏名			
5	その他参考事項			

## 8 救護班に関する様式

8-1

救護班又は医療班に要した経費請求書

第 号

年 月 日

岡山県知事 殿

救護班編成機関名 印

救護班に要した経費請求書の提出について

災害の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。

記

- 1 救護班員派遣旅費（別紙旅費請求書のとおり）
- 2 医療品等消耗器材費（別紙2のとおり）
- 3 医療器具修繕費（別紙3のとおり）
- 4 自動車借上費（別紙4のとおり）
- 5 自動車用消耗燃料費（別紙5のとおり）

添付書類

- (1) 救護班編成表
- (2) 救護班診療記録控
- (3) 救護班医薬品衛生材料使用記録控

8-2

救護（医療）班出動編成表

職 名		氏 名	区 分	日 時					
班長	医師		出動日時	月	日	時	分		
班員			〇〇地区	自 至	月 月	日 日	時 時	分 分	
			〇〇地区	自 至	月 月	日 日	時 時	分 分	
			解散日時	月	日	時	分		
			摘 要	(使用車両の所属等)					









## 9 死体の処理に関する様式

9-1

死 体 処 理 台 帳

死 年 月 日	死 原 因	死 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者			遺 族			洗 浄 等 の 処 置 費			死 体 一 時 保 存 の 場 所 及 び 保 存 の 期 間	備 考
			住 氏	所 名	年 齢	住 氏	所 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額		

9-2

埋 葬 台 帳

死 亡 年 月 日	死 亡 原 因	埋 葬 年 月 日	死 亡 者			埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
			住 氏	所 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	住 氏	所 名	棺 (附 属 品 を 含 む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	

- (注) (1) 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。  
 (2) 市長等が棺、骨箱等を現場で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。  
 (3) 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

# 10 義援金品に関する様式

10-1

義援金品抛出者名簿

				赤磐市
年月日	住 所	氏 名	抛出区分	数 量

(注) 記載例に準じて記載する。

10-2

義 援 金 品 引 継 書

義 援 金 品 引 継 書					
引継者	機関名	職	氏名	印	
引継者	機関名	職	氏名	印	
<p>義援金品次のとおり引継ぎました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 引継月日</p> <p>2 引継場所</p> <p>3 引継金品 次表のとおり (車両番号 )</p>					
金品区分	単位	輸送 数量	引継 数量	差引過 不 足	過不足を生じた理由その他

(注) (1) 2部作成し、授受両機関とも保管する。  
 (2) 金品区分は衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

10-3

義 援 金 品 受 領 書

義 援 金 品 受 領 書	
	No.
(住所氏名)	
殿	
1 現 物	¥ 〇〇〇
2 物 資	〇〇〇〇梱包
ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。	
年 月 日	
	機関名
	(取扱者 印)

- (注) (1) 複写式とし、事前に機関別のとおりNo.を付しておく。  
(2) 控えは義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。



# 11 避難情報に関する様式

## 11-1 避難情報伝達について（資料3-6関係）

送信日時： 月 日 時 分

各放送事業者 県民局地域づくり推進課 あて

赤磐市避難情報通知書 第 号

岡山県赤磐市

担当者： 電話番号：( ) -

内 容 ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 (□発令 □解除)
	<input type="checkbox"/> 避難指示 (□発令 □解除)
	<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 (□発令 □解除)
発表時間	日 時 分
対象地区 (避難先) ※注2	地区 ( )
	地区 ( )
備 考 ※注3	

※ 注1 該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。

※ 注2 避難先を決めている場合は ( ) 内に記載のこと。

※ 注3 避難指示等を継続中の地区があれば、当該地区名を備考欄に記載のこと。

F A X	備前県民局	086-224-3448	岡山放送株式会社	086-225-0038
	日本放送協会岡山放送局	086-214-4618	テレビせとうち株式会社	086-803-7015
	西日本放送株式会社	086-246-1170	株式会社瀬戸内海放送	086-234-6322
	RSK山陽放送株式会社	086-223-3565	岡山エフエム株式会社	086-226-7681